

第1 身近な犯罪に強い社会の構築（生企）

1 防犯ボランティア活動等の促進（生企）

- (1) 防犯ボランティア団体に対する支援等の推進（生企）
 - ア 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供（生企・地域）
 - イ 防犯パトロール用品の配布やパトロールへの同行指導等の実施（生企・地域）
 - ウ 防犯ボランティア活動の好事例等の情報共有及び防犯ボランティア活動への参加促進（生企）
 - エ オ 表彰等を通じた防犯ボランティア団体等の士気の高揚（生企）
 - カ キ 住民ニーズの把握と各種団体との連携（地域）
- (2) 関係機関等による防犯ボランティア活動に対する支援の促進（生企）
 - ア 生活安全条例の制定促進（生企）
 - イ ウ エ オ カ キ 各種補助金制度等の情報提供（生企）
（社）三重県防犯協会連合会等による支援の促進（生企）
- (3) 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進（生企）
 - ア 企業のCSR活動の促進等（生企）

2 犯罪に強いまちづくりの推進（生企）

- (1) 官民協働による犯罪の起きにくいまちづくりの推進（生企）
 - ア 重層的な防犯ネットワークの構築（生企・地域・交企）
 - イ ウ エ オ カ キ 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供（再掲）（生企・地域）
地域社会の規範意識の向上と絆の強化（生企・地域・少年・生環・刑企・交指）
安全・安心まちづくりの推進（生企）
繁華街対策の推進（生企・地域・少年・生環・組対・国捜・交規・交指・備一）
適正な警備業行政及び探偵業行政の推進（生企）
セーフコミュニティ認証制度等犯罪の起きにくいまちづくりの調査研究（生企）
- (2) 犯罪者を生まない社会づくりの推進（生企）
 - ア 孤立し疎外感を持った若者等に対する支援の推進（生企・地域・少年・刑企）
 - イ ウ エ オ カ キ 仮釈放者等に対する保護観察所への協力（生企）
出所者情報の共有と効果的な活用（生企・刑企）
- (3) 多文化共生に向けた社会づくりの促進（国捜）
 - ア 住民のニーズの把握と各種団体との連携（地域）
 - イ ウ エ オ カ キ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置（国捜）
外国人少年に対する非行防止教室等の開催（少年）
外国人運転者対策の推進（免セ）
- (4) 犯罪に強い防犯建物部品の普及推進（生企）
 - ア 関係機関・団体等と連携した広報啓発活動の推進（生企）
 - イ 防犯教室等を通じた普及促進（生企）
- (5) 学校等における防犯活動の推進（生企）
 - ア 学校が行う不審者侵入時の対応訓練への協力（生企）
 - イ ウ エ オ カ キ 被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力（生企）
学校や通学路周辺における街頭活動の強化（生企・地域・少年）
- (6) 地域に密着した警察活動の強化（地域）
 - ア 機動警察力の総合的な運用の強化（地域・通指）
 - イ ウ エ オ カ キ 県民の体感治安を改善するための街頭活動の強化（地域）
街頭における検挙その他取締活動の強化（地域）
常時警戒力の確保（地域）
住民のニーズの把握と各種団体との連携（地域）
多角的な実態把握活動の推進（地域）
適切な行方不明者発見活動及び保護業務の推進（生企・地域・少年・捜一・鑑識）
高齢者虐待への適切な対応（生企・捜一）

3 県民が特に不安を感じる犯罪に係る対策の強化（刑企）

- (1) 凶悪犯等重要犯罪対策の強化（捜一）
 - ア 迅速・的確な初動捜査と現場検挙活動の推進（捜一・地域・通指）
 - イ ウ エ オ カ キ 未解決重要事件等に対する捜査の強化（捜一）
適正な銃砲刀剣類及び火薬類行政の推進（生企）
県民の体感治安を改善するための街頭活動等の強化（地域）
金融機関やコンビニエンスストアに対する防犯指導等の徹底（生企・地域）
被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力（再掲）（生企）
機動警察力の総合的な運用の強化（地域・通指）
- (2) 身近な窃盗犯対策の強化（捜一）
 - ア 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化（生企・捜一）
 - イ ウ エ オ カ キ オートバイ及び自転車の盗難防止対策等の促進（生企・地域）
車上狙い・部品狙い対策の推進（生企・地域）
空き巣、忍込み等侵入窃盗対策の推進（生企・地域）
ひったくり防止対策の推進（生企・地域）
万引き防止対策の推進（生企・地域・少年）
効果的な盗品捜査の推進（捜一）
自動車利用犯罪者対策の強化（捜一）
街頭における検挙その他取締活動の強化（地域）
適正な古物営業及び質屋営業行政の推進（生企）
- (3) 振り込め詐欺対策の強化（捜二）
 - ア 振り込め詐欺に係る情報の収集・集約・共有・活用の強化（捜二・生企）
 - イ ウ エ オ カ キ 振り込め詐欺の徹底検挙（捜二）
携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断（捜二）
振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙（捜二）
反復・継続的な広報啓発活動の推進（生企・地域）
水際における被害防止対策の推進（生企）
関係機関・団体・事業者との連携の強化（生企）
- (4) 告訴・告発の適正な取扱い及び迅速・的確な捜査の推進（捜二）
 - ア 適正な取扱い及び迅速・的確な捜査の推進（捜二）

4 子どもと女性の安全を守るための施策の推進（生企）

- (1) 子どもと女性を犯罪被害から守る対策の推進（生企）
 - ア 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供（再掲）（生企・地域）
 - イ 企業のCSR活動の促進等（再掲）（生企）
 - ウ 被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力（再掲）（生企）
 - エ 出所者情報の共有と効果的な活用（再掲）（生企）
 - オ 性犯罪の前兆事案に対する先制・予防的活動の推進（生企）
 - カ 鉄道施設内における活動の活性化（地域）
 - キ 学校や通学路周辺における街頭活動の強化（再掲）（生企・地域）
 - ク 県民の体感治安を改善するための街頭活動等の強化（地域）
 - ケ 街頭における検挙その他取締活動の強化（地域）
- (2) ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進（生企）
 - ア 事案の特性を踏まえた組織的な対応の推進（生企）
 - イ 被害者の安全確保と積極的な事件化（生企・捜一）
 - ウ 関係機関との緊密な連携及び情報共有の強化（生企）
- (3) 児童虐待防止対策の推進（少年）
 - ア 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底（少年）
 - イ 児童の保護に向けた関係機関との連携の強化（少年）
 - ウ 厳正な捜査と被害児童への支援（少年・捜一）
 - エ 情報の集約と組織としての的確な対応（少年）
- (4) 児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯対策の推進（少年）
 - ア 児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯取締りの強化（少年）
 - イ 福祉犯被害防止対策の推進（少年）
 - ウ 適正な風俗営業行政の推進（生企）
 - エ 効果的な出会い系サイト規制法の運用（生企・少年）
- (5) 少年を取り巻く有言環境浄化対策の推進（少年）
 - ア 関係機関・団体等と連携した各種取組の推進（少年）
 - イ 関係事業者による自主規制を促進する取組の推進（少年）
 - ウ 関係法令の積極的活用による取締りの強化（少年）
 - エ 適正な風俗営業行政の推進（再掲）（生企）

5 少年非行防止対策の推進（少年）

- (1) 少年の規範意識の向上を図る施策の推進（少年）
 - ア 非行防止教室及び薬物乱用防止教室の開催（少年）
 - イ 街頭における検挙その他取締活動の強化（地域）
- (2) 地域社会で少年を見守る活動の推進（少年）
 - ア 少年及び保護者に対する相談活動の強化（少年・広聴）
 - イ 少年警察ボランティア活動の活性化（少年）
- (3) 少年の立ち直り支援活動の推進（少年）
 - ア 非行少年の立ち直り支援活動の推進（少年）
 - イ 被害少年の立ち直り支援活動の推進（少年）
- (4) 不良行為少年の早期発見・早期措置の推進（少年）
 - ア 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置（少年）
 - イ 少年警察ボランティア活動の活性化（再掲）（少年）
- (5) 厳正かつ的確な捜査及び非行集団対策の推進（少年）
 - ア 少年の特性に配慮した少年事件捜査等の推進（少年・地域・捜一）
 - イ 非行集団及びその活動に関与する暴力団の取締り強化（少年・地域・組対）
 - ウ 総合的な暴走族対策の推進（交指）
 - エ 多角的な実態把握活動の推進（地域）

6 県民の目線に立った生活経済事犯等への対策の強化（生環）

- (1) 生活経済事犯取締りの強化（生環）
 - ア 悪質商法の被害防止及び取締りの強化（生環）
 - イ ヤミ金融事犯取締りの強化（生環）
 - ウ 知的財産権侵害事犯取締りの強化（生環）
 - エ その他県民生活を脅かす生活経済事犯取締りの強化（生環）
 - オ 住民ニーズの把握と各種団体との連携（地域）
- (2) 保健衛生関係事犯取締りの強化（生環）
 - ア 食の安全に係る事犯取締りの強化（生環）
 - イ その他県民生活を脅かす保健衛生関係事犯取締りの強化（生環）
- (3) 秩序違反関係事犯取締りの強化（生環）
 - ア 県民の身近で発生する秩序違反関係事犯取締りの強化（生環）
 - イ 街頭における検挙その他取締活動の強化（地域）
 - ウ 鉄道施設内における活動の活性化（再掲）（地域）

7 安全なサイバー空間の確保（生環）

- (1) 部門横断的な取組と新たな捜査手法の積極的な活用等の推進（生環）
 - ア 関係部門間の更なる連携強化のための体制の構築と総合的な対策の推進（生環・少年・捜一・捜二・組対・備一）
 - イ 新たな捜査手法を駆使した取締りの強化（生環・少年・捜一・捜二・組対・備一）
- (2) 違法・有害情報対策の推進（少年）
 - ア インターネット上の違法・有害情報から少年を守る対策の推進（少年・生環）
 - イ 情報モラル教育及び広報啓発活動の推進（少年・生環）
 - ウ 携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進（少年・生環）
- (3) サイバー犯罪対策の推進（生環）
 - ア 官民連携によるサイバー犯罪対策の推進（生環）
 - イ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進（生環）
 - ウ サイバー犯罪取締りの強化（生環）

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

課題目標（主指標）：刑法犯認知件数							
	(現状値・H21年)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	(25,540件)	24,000件	22,600件	21,900件	21,600件	21,300件	21,000件

施策目標（副指標）：街頭犯罪等の認知件数							
	(現状値・H21年)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	(4,620件)	4,500件	3,400件	3,200件 _{以下}	3,200件 _{以下}	3,200件 _{以下}	3,200件 _{以下}

施策目標（副指標）：外国人住民の研修会等への参加者数							
	(現状値・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(2,187人)	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人

施策目標（副指標）：凶悪犯の検挙率							
	(現状値・H21年)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	(70.8%)	80.0%	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上

施策目標（副指標）：主な侵入犯罪の検挙人員							
	(現状値・H21年)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	(180人)	—	210人	210人	210人	210人	210人

施策目標（副指標）：非行防止教室の開催回数							
	(現状値・H21年)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	(347回)	400回	400回	400回	400回	400回	400回

平成23年12月時点修正

三重県総合計画「県民しあわせプラン第二次戦略計画」の終了に伴い、施策目標「重要窃盗犯の検挙人員」を「主な侵入犯罪の検挙人員」へ変更した。

1 防犯ボランティア活動等の促進

県民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識の高まりから、地域住民等による防犯ボランティア活動が活発化しているほか、警察と協定を締結するなどして「子ども110番の家（事業所）」の活動に取り組む企業等も増加している。

《自主防犯活動団体の推移》

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
団体数	194	287	345	485	528	569
活動人員	13,067	18,282	21,480	30,073	32,475	34,119

(1) 防犯ボランティア団体に対する支援等の推進

防犯ボランティア団体の活動を促進するとともに、効果的な活動とするため、犯罪情報や地域安全情報の提供のほか、防犯パトロール用品の配布やパトロールへの同行指導等の各種支援を行う。

ア 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供

【現状と課題】

地域住民の防犯意識の高揚と防犯ボランティア活動の活性化を図ることを目的

として、交番・駐在所のミニ広報紙やインターネットのホームページ、ケーブルテレビ等の広報媒体を活用し、犯罪情報や地域安全情報を提供している。

平成19年以降、県民しあわせプラン第二次戦略計画の重点事業として

○ 警察署単位で地域の犯罪実態等を踏まえた情報を提供するためのインターネット端末等の基盤整備

○ ホームページで公開している「犯罪情報マップ」の内容と機能の充実を図った。また、「犯罪情報マップ」は、平成23年度以降、県のホームページを經由して公開している。

《インターネット端末の整備状況》

- ・ 平成19年度 ～ 四日市南、鈴鹿、津、松阪、伊勢
- ・ 平成20年度 ～ 桑名、四日市北、津南、伊賀、名張
- ・ 平成21年度 ～ いなべ、四日市西、亀山、鳥羽
- ・ 平成22年度 ～ 大台、尾鷲、熊野、紀宝

【推進方針】

整備したインターネット端末を始め、交番・駐在所のミニ広報紙やインターネットのホームページ等を活用し、地域に密着したタイムリーな犯罪情報や地域安全情報を提供することにより、地域住民による防犯ボランティア活動を支援する。

イ 防犯パトロール用品の配布やパトロールへの同行指導等の実施

【現状と課題】

防犯ボランティア団体による活動は、犯罪の抑止等に大きな役割を果たしているが、これらの団体の多くは結成されてから日が浅いため、活動のノウハウに乏しく、団体によって活動内容等に温度差が認められる。

こうした実態を踏まえ、各種活動の活性化等を図るため、防犯パトロール用品の配布、交番・駐在所勤務員等によるパトロールへの同行指導、防犯講話の実施等の支援を実施している。

今後、防犯ボランティア団体の活動の活性化及び防犯ボランティアの裾野を拡大するための施策をより一層推進していく必要がある。

《若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業》

警察庁が実施する「若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業」に伴い、若い世代の防犯ボランティア団体の立ち上げ促進を図ったところ、21団体が結成されたことから、警察本部において、防犯パトロール用品の交付式や子ども見守り活動体験等を盛り込んだヤングボランティア団体代表者説明会を開催した。

【推進方針】

防犯ボランティア団体に対する各種支援により、防犯ボランティア活動に取り組んでいる団体やこれから取り組もうとしている団体に、効果的な活動事例の紹介、防犯パトロール用品の配布及び同行指導を促進し、活動の活性化と定着化及び防犯ボランティアの裾野の拡大を図っていく。

ウ 防犯ボランティア活動の好事例等の情報共有及び防犯ボランティア活動への参加促進

【現状と課題】

防犯ボランティア活動の活性化を図るため、マスコミ等の各種広報媒体や講話等の機会を通じた防犯ボランティア活動の好事例等の紹介や説明会、活動体験の

実施等により若い世代のボランティア団体の結成を呼び掛けるなど、防犯ボランティア活動への参加促進を図っている。

今後は、より創意工夫を凝らした施策を講じていく必要がある。

【推進方針】

防犯ボランティア活動を行っている団体や、行おうとする意欲を有する団体等に対して、各種広報媒体を活用して防犯ボランティア団体の活動状況を広報するほか、関係機関・団体等と連携した研修会の開催等により情報の共有と防犯ボランティア活動への参加を促進する。

エ 表彰等を通じた防犯ボランティア団体等の士気の高揚

犯罪の防止のために尽力し、顕著な功労のあった団体及び個人に対して、その活動年数や功労の内容に応じて、警察本部長と(社)三重県防犯協会連合会会長との連名による表彰を行っているが、今後も防犯ボランティア団体等の士気の高揚のため、より一層効果的な運用を図っていく。

オ 住民ニーズの把握と各種団体との連携

【現状と課題】

地域社会の安全と平穏を確保するため、巡回連絡及び交番・駐在所連絡協議会その他各種会合を通じて、地域住民からの要望等を把握するとともに、自治体等関係機関・団体と連携した、地域住民による自主的な取組への支援を行っているが、犯罪に強い社会を確保するためには、地域住民等の自主防犯意識を一層高め、規範意識の高揚と社会の絆の再生を図るための警察と自治体等との連携及び警察活動の強化が不可欠である。

【推進方針】

地域住民による自主的な活動を促進するため、各種活動を通じて、自治会を始め女性、青年、年長者等のボランティア、地域の企業等の参加を得るとともに、これら活動に対して適切な情報提供、合同パトロール等積極的な支援を推進する。

(2) 関係機関等による防犯ボランティア活動に対する支援の促進

地域住民等による防犯ボランティア活動を推進するためには、警察のみではなく、自治体を始めとした関係機関・団体等による支援が必要である。

ア 生活安全条例の制定促進

【現状と課題】

三重県では、平成16年3月に「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」(平成16年三重県条例第2号)が制定されているほか、県内29市町のうち、26市町において、それぞれ生活安全条例が制定されている。

県内全ての市町での生活安全条例制定に向け、積極的な働き掛けを行っていく必要がある。

※ 生活安全条例未制定の2市4町(平成22年4月現在)に対する働き掛けの結果、新たに3町が生活安全条例を制定し、未制定の市町は2市1町となった。

【推進方針】

生活安全条例未制定の自治体に対しては、早期の条例制定に向け継続的な働き掛けを強めていく。また、生活安全条例制定済みの市町に対しては、同条例に基づく防犯ボランティア団体への適切な支援が行われるよう、働き掛けを行う。

イ 各種補助金制度等の情報提供

【現状と課題】

警察では、警察独自又は自治体等関係機関・団体に働き掛けを行うなどして、防犯ボランティア団体に対する防犯パトロール用品の配布等の各種支援を行っているところであるが、防犯ボランティア団体が自ら必要とする支援を受けられるよう国や自治体の各種補助金制度等の情報を提供していく必要がある。

【推進方針】

県の「美し国おこし・三重」事業や、国の「社会資本総合交付金」等防犯ボランティア活動の支援に活用可能な各種補助金制度等の情報の収集に努めるとともに、市町や防犯ボランティア団体に対し同制度の情報提供や同制度を活用した好事例等の情報提供を推進する。

ウ (社)三重県防犯協会連合会等による支援の促進

【現状と課題】

(社)三重県防犯協会連合会(以下「県防連」という。)は、「県民の防犯思想の高揚」、「善良の風俗環境の保持」、「風俗環境の浄化及び少年の健全な育成」を図り、もって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的に、昭和61年2月26日に設立された特例民法法人であり、各地区防犯協会等と連携しつつ、防犯ボランティア団体等に対する支援を行っている。

なお、県防連は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)等の施行に伴い、平成25年11月30日までに、公益社団法人又は一般社団法人に移行する必要がある。

【推進方針】

県防連の公益社団法人又は一般社団法人への移行について、必要な助言・指導を行うとともに、県防連による防犯ボランティア団体等への安定した支援を促進するための取組を推進していく。

(3) 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進

ア 企業のCSR活動の促進等

【現状と課題】

警察と協定を結ぶなどして、企業等が子どもの見守り等を行う「子ども110番の家(事業所)」は、平成13年にスタートして以来、地域に根ざした草の根的な社会貢献活動を展開している。

これら、企業等による活動を促進するため、犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供、連絡会議の開催、防犯講話や防犯訓練の実施等の支援を行う必要がある。

【推進方針】

見守り活動等、子どもの安全確保活動への取組について、一定の条件を満たす企業等を警察署長が認証するなどの方法により、活動の一層の活性化と、新たなネットワーク構築について検討する。

(注) CSR (Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略)

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者(従業員、取引先、債権者、地域住民等)からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

2 犯罪に強いまちづくりの推進

犯罪に強いまちづくりは、警察による活動のみで達成できるものではないことから、自治体等の関係機関・団体等と連携しつつ、インフラ整備等のほか、犯罪に強い防犯建物部品の普及促進、多文化共生に向けた社会づくり等を促進している。

(1) 官民協働による犯罪の起きにくいまちづくりの推進

ア 重層的な防犯ネットワークの構築

【現状と課題】

自治体や地域住民、事業者等による防犯ネットワークについて、既存のネットワークを調査・整理し、対策を講じる必要性の高い罪種、被害者類型ごとに漏れなく整備されているかを点検するとともに、これらが効果的に機能しているかを検証している。

また、こうした点検・検証により不十分な点がある場合には、新たなネットワークを構築するなど、重層的なネットワークの構築に努めているが、よりきめ細かな対策を講じていく必要がある。

【推進方針】

既存の防犯ネットワークの点検・確認を恒常的に行い、類型別、対象別等の区分に分け、欠落や不足している部分の抽出を行い、県民各層が参加する重層的な防犯ネットワークの充実に努める。

また、防犯ネットワークを活用して対象者に応じた情報発信活動を行い、高齢者等の犯罪に対する抵抗力の強化を図る。

イ 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供（再掲）

【現状と課題】

地域住民の防犯意識の高揚と防犯ボランティア活動の活性化を図ることを目的として、交番・駐在所のミニ広報紙や、インターネットのホームページ、ケーブルテレビ等の各種広報媒体を活用し、犯罪情報や地域安全情報を提供している。

平成19年以降、

○ 警察署単位で地域の犯罪実態等を踏まえた情報を提供するためのインターネット端末等の基盤整備

○ ホームページで公開している「犯罪情報マップ」の内容と機能の充実に努めた。また、「犯罪情報マップ」は、平成23年度以降、県のホームページを経由して公開しているが、引き続き、各種広報媒体による創意工夫した情報提供が必要である。

《インターネット端末の整備状況》

- ・ 平成19年度 ～ 四日市南、鈴鹿、津、松阪、伊勢
- ・ 平成20年度 ～ 桑名、四日市北、津南、伊賀、名張
- ・ 平成21年度 ～ いなべ、四日市西、亀山、鳥羽
- ・ 平成22年度 ～ 大台、尾鷲、熊野、紀宝

【推進方針】

整備したインターネット端末を始め、交番・駐在所のミニ広報紙やインターネットのホームページ等を活用し、地域に密着したタイムリーな犯罪情報や地域安全情報を提供することにより、地域住民による防犯ボランティア活動を支援する。

ウ 地域社会の規範意識の向上と絆の強化

【現状と課題】

平成11年頃から平成14年までの間、犯罪が急増した背景には、かつて犯罪抑止に大きな役割を果たしてきた高い規範意識や地域社会の絆が時代とともに弱体化してきたことが大きな要因として指摘されている。

そこで、平素の警察業務を通じて、社会の規範意識の向上と絆を強化する取組を推進する必要がある。

【推進方針】

小さな違反に対する適切な指導警告等により、社会の規範意識の向上を図るほか、大学生等若い世代の防犯ボランティア活動への参加の促進、少年警察ボランティア等と連携した少年の居場所づくり等を通じ、絆の強化を図る。

エ 安全・安心まちづくりの推進

【現状と課題】

自治体等の関係機関・団体等と連携し、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪の防止に配慮した環境設計を行うことにより、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進している。

また、警察独自の施策として、平成15年度以降、子ども緊急通報装置やスーパー防犯灯を整備し、安全・安心まちづくりを推進している。

今後とも、犯罪の防止に配慮した公共環境の整備のための諸施策を推進していく必要がある。

【推進方針】

自治体等の関係機関・団体等と緊密な連携を図り、各種犯罪防止に配慮した環境設計を取り入れた公共施設や防犯カメラの設置を促進するなど、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組を行っていく。

オ 繁華街対策の推進

【現状と課題】

健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街を再生するための各種総合対策については、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」（一般通達・平成22年1月30日生企発第140号）に基づき、繁華街等における違法風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締り、街の新たな魅力づくりとの連携・協働による取組等を推進し、繁華街等を健全で魅力あふれるものとするための諸対策を推進しているが、引き続き、効果的な諸対策を講じていく必要がある。

【推進方針】

繁華街対策の重点地区を四日市南警察署管内の諏訪地区として、

- 違法風俗店、不法就労及び人身取引に対する取締りの強化
- 暴力団等の犯罪組織に対する取締りの強化と街の犯罪インフラの根絶
- 迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化
- 街の新たな魅力づくり
- その他繁華街・歓楽街の再生に資する取組の推進

等を施策の柱として、鋭意取り組んでいく。

カ 適正な警備業行政及び探偵業行政の推進

警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の機械警備の需要も拡大するなど、県民生活に幅広く生活安全サービスを提供している。一方、探偵業は、「探偵業の業務の適正化に関する法律」（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）により、探偵業務の運営の適正化を図っている。

【現状と課題】

警備業が果たす役割に鑑み、警備業者に対する指導監督等を行い、警備業務の実施の適正化を図るとともに、警備業の健全な育成を図っている。

また、探偵業に対しては、探偵業者の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の運営の適正化を図っているが、探偵業者が増加傾向にあるという実態を踏まえたよりの確な対応が求められている。

《警備業者数（三重県内にある認定業者）》

- ・ 平成19年 135業者
- ・ 平成20年 133業者
- ・ 平成21年 147業者
- ・ 平成22年 146業者

《探偵業者数（三重県内にある届出業者）》

- ・ 平成19年 54業者
- ・ 平成20年 64業者
- ・ 平成21年 70業者
- ・ 平成22年 71業者

【推進方針】

生活安全産業としての警備業に対する地域社会の期待も高まっていることから、警備業法に基づき、警備業者に対する指導監督等を行い、警備業の健全な育成を図っていく。

また、探偵業については、探偵業法の施行以来、年々業者が増加していることから、探偵業者に対する指導監督等を行い、探偵業の業務の適正化を図っていく。

キ セーフコミュニティ認証制度等犯罪の起きにくいまちづくりの調査研究

【現状と課題】

犯罪の起きにくいまちを実現するためには、警察のみの力だけでなく、自治体、防犯ボランティア、地域住民等、関係機関・団体等が一丸となった取組が不可欠であることから、「セーフコミュニティ認証制度」等を活用した犯罪の起きにくいまちづくりの取組状況及びその効果について、調査研究する必要がある。

【推進方針】

京都府亀岡市等、「セーフコミュニティ」認証取得都市を視察するなどして、認証取得に至るまでの取組状況、効果及び警察のかかわり方等を調査研究し、その結果を基に県内の各自治体に対する働き掛けを行う。

(2) 犯罪者を生まない社会づくりの推進

ア 孤立し疎外感を持った若者等に対する支援の推進

【現状と課題】

犯罪者を生まない社会づくりを推進するためには、社会から孤立し疎外されて

いると感じている人々、支え合う家族や仲間のいない人々、社会のどこにも居場所のない人々の存在に留意し、若者や高齢者が社会の中で孤立することを防ぐ対策を推進する必要がある。

【推進方針】

通常の警察活動の中で、少年に対する声掛けや独居高齢者に対する巡回連絡等のほか、少年の社会参加活動等や少年相談活動等、若者や高齢者が社会から孤立することを防ぐための活動を推進する。

イ 仮釈放者等に対する保護観察所への協力

【現状と課題】

所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者については、保護観察所からの協力要請に基づき、不審者に対する職務質問等、通常の警察活動の範囲内で、その所在を把握した場合に、当該情報を保護観察所に提供して、これらの者の更正を図る対策に協力している。

引き続き、保護観察所との連携を図り、現場における的確な対応を徹底していく必要がある。

【推進方針】

平素から、保護観察所との連絡体制を確立するとともに、現場で、この種事案を取り扱うことの多い地域課員等に対し、取扱要領に関する教養を実施するなど、発見時の対応に誤りのないよう努める。

ウ 出所者情報の共有と効果的な活用

子どもの心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子ども対象・暴力的性犯罪」の出所者情報については、平成17年6月以降、法務省から警察庁を通じて情報提供を受け、出所者による再犯防止に向けた措置を講じている。また、重要重大犯罪等により刑事施設に服役し、出所した者又は出所する予定の者の入所罪名、出所年月日等の出所者情報についても情報提供を受けており、同種の犯罪が発生した場合の迅速・的確な被疑者の絞り込み等に活用している。

【現状と課題】

再犯防止措置対象者の所在確認を行うとともに、子どもに対する声掛け、つきまとい事案等の犯罪の前兆とみられる事案を引き起こした場合には、その事実を迅速に把握し、警告その他犯罪の未然防止のために必要な措置を執るとともに、万一、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合には、迅速な対応を図っている。

なお、この種事案にあつては、前兆と見られる事案への的確な対処により犯罪の未然防止が必要である。

【推進方針】

子どもに対する声掛けやつきまとい、その他犯罪の前兆と見られる事案についての幅広い情報収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子どもに対する犯罪の未然防止に努めるとともに、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合においては、再犯防止担当部門と捜査担当部門との情報共有等緊密な連携に配意し、迅速な対応を図る。

(3) 多文化共生に向けた社会づくりの促進

在住外国人の増加に伴い、言語や文化、習慣等の違いなどから地域住民との間で様々な問題が生じている。在住外国人が日本の法令や生活ルールを守り、安全に暮らすことができるよう、多文化共生に向けた社会づくりを推進している。

ア 住民のニーズの把握と各種団体との連携

【現状と課題】

地域警察官は、パトロールや巡回連絡等の街頭活動を始め、交番・駐在所連絡協議会、各種会合への出席等、様々な活動を通じて、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、犯罪・事故・災害を未然に防止する地域安全活動を推進しているが、外国人居住地域においては、外国人と地域住民との相互理解を深めるために、国際捜査部門との連携の下、関係機関・団体等と協調した活動を推進する必要がある。

【推進方針】

地域住民と在住外国人が安全で安心して生活できる社会づくりのため、パトロールや巡回連絡等を通じて、外国人の居住・生活実態、地域住民の要望等を的確に把握するとともに、企業、住民団体、NPO団体等が実施する共生社会づくり活動への支援・参画を積極的に推進する。また、外国人集住地域の交番においては、関係機関・団体及び外国人を含めた地域住民等に対し、積極的な情報発信活動を行うなど、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

イ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置

【現状と課題】

三重県では、増加傾向にあった外国人住民が平成20年末から減少したものの、県内人口に占める外国人登録者数の割合は、依然として非常に高い水準にある。

こうした中、地域社会においては、言語や文化、習慣の違いなどから、生活面での様々な課題が生じている。そうした課題の解決を図り、国籍や民族の異なる人々が対等な関係のもとで互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として安心して快適に暮らすことができる多文化共生づくりに向けた取組を、多様な主体とともに外国人住民の身近なところから進めることが喫緊の課題となっている。

【推進方針】

外国人住民が安心して快適に暮らすことができるように、日本の法令やルールなどの情報提供に取り組む。

《主な取組》

- 外国人住民に対する遵法意識、交通安全、防犯対策等に関する研修会を開催するとともに、他の機関が開催する研修会等に協力、参画する。
- 外国人住民に日本の法令やルールなどを周知するため、広報ビラ、冊子等を作成し、配布する。

《外国人住民に対する研修会等への参加人数》

区分	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
取組目標	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
実施数	2,222人	2,561人	2,187人	2,395人

ウ 外国人少年に対する非行防止教室等の開催

【現状と課題】

言語や文化、習慣の違いなどから、外国人少年が犯罪としての認識がないまま非行に走ったり、犯罪等の被害者となる状況が見受けられる。

そこで、県内に居住する外国人少年が、生活環境に円滑に適応し、規範意識を身につけ、社会の一員として安心して暮らせるよう、外国人少年に向けた非行防止教室を開催する必要がある。

【推進方針】

関係機関・団体等と連携し、外国人少年が在籍する小・中・高校に対する非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催するとともに、外国人少年向けのリーフレット等を作成し、非行防止の広報啓発に努める。

エ 外国人運転者対策の推進

(ア) 更新時講習等を受講する外国人に対し、日本語が十分理解できない受講者については、日本語を理解できる者の同伴を勧めて対応するとともに、外国語版「交通の教則」（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語及びハングル語の5か国）及びビデオ等を活用し、効果的な講習を実施する。

(イ) 平成22年4月から英語による学科試験を実施しているが、本県に居住する外国人の約4割がブラジル人であることから、英語による学科試験の実績等を検証し、ポルトガル語による学科試験の導入について検討を図る。

(4) 犯罪に強い防犯建物部品の普及推進

県民に与える不安感が大きい空き巣や忍込み等を抑止するため、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動や、県民を対象とした防犯教室等を通じ、防犯性能の高い建物部品の普及促進を図っている。

ア 関係機関・団体等と連携した広報啓発活動の推進

【現状と課題】

「安全・安心まちづくり」に取り組んでいる民間のNPO法人等と連携を図りながら、CP錠や防犯ガラスなど、防犯性能の高い建物部品のほか、防犯カメラなどの防犯設備の普及促進を図っているが、より一層の普及促進を図っていく必要がある。

《ロックの日における広報啓発活動》

例年、日本ロックセキュリティ協同組合と連携して、6月9日の「ロックの日」に近鉄四日市駅前ふれあいモール周辺において、鍵掛けの徹底と、CP部品等防犯性能の高い建物部品の設置を呼び掛けている。

【推進方針】

住宅メーカー等による住宅設備展示会場に「安心安全まちづくりコーナー」を設置して防犯ガラス、CP錠、防犯施設模型を展示するなど様々な機会を捉えた防犯建物部品の普及促進活動を行うとともに、防犯カメラ設置地区における設置効果などの広報を図っていく。

※ CP部品：防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品

イ 防犯教室等を通じた普及促進

【現状と課題】

県民の防犯意識の高揚を図り、犯罪被害を防止するため、自治会等における防犯教室を開催しているが、こうした機会を通じ、防犯設備士と連携するなどして、防犯建物部品の普及促進を図っていく必要がある。

【推進方針】

防犯設備士を講師として活用し、参加者に実際に防犯ガラスを割る体験をさせる参加・体験型の防犯教室を積極的に開催するなど、防犯建物部品の設置効果を体験させ、その普及促進を図っていく。

(5) 学校等における防犯活動の推進

学校や通学路等における児童等を対象とした事件や声掛け等の発生を受け、学校や教育委員会では、学校への不審者侵入防止訓練や、誘拐防止教室等に取り組んでいるが、警察においても、これらの活動に積極的に協力するとともに、学校周辺や通学路等での街頭活動を強化している。

ア 学校が行う不審者侵入時の対応訓練への協力

【現状と課題】

学校に対する不審者侵入事案に対しては、学校、教育委員会のほか、防犯ボランティア等の関係機関・団体等と連携を図りながら各種対策を推進している。

また、各学校では不審者侵入時の対応マニュアルを作成する等、対応要領を定めているが、不審者侵入時の対応訓練に対しては、各警察署生活安全課が窓口となり、訓練計画策定時等における助言はもとより、警察官が不審者役を行うなどの協力を引き続き行っていく必要がある。

《学校への不審者侵入訓練》

- ・ 平成19年 227回
- ・ 平成20年 225回
- ・ 平成21年 198回
- ・ 平成22年 216回

【推進方針】

学校における安全を確保するため、不審者侵入時の対応マニュアルの見直しや、不審者侵入時の対応訓練に協力するなどし、安全対策を推進する。

イ 被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力

【現状と課題】

児童生徒に対し、危険を予測して回避する能力を身につけさせるため、学校と連携し、学年や理解度に応じた被害防止教室を開催しているほか、児童生徒による地域安全マップの作成に協力しているが、今後とも継続的な協力が必要である。

《児童生徒に対する誘拐防止教室》

- ・ 平成19年 346回
- ・ 平成20年 369回
- ・ 平成21年 363回
- ・ 平成22年 310回

《子ども緊急通報装置による通報訓練》

小学生を対象に、子ども緊急通報装置を実際に使用した通報訓練や誘拐防止講話を行うことによって、防犯意識の向上と子ども緊急通報装置の使用方法及び設置場所の周知を図った。

【推進方針】

学校、教育委員会、防犯ボランティア団体等の関係機関・団体等と連携して、学年や理解度に応じ、紙芝居やロールプレイング方式等により、児童生徒が参加・体験できる被害防止教室の開催を促進するほか、地域安全マップの作成に協力する。

ウ 学校や通学路周辺における街頭活動の強化

【現状と課題】

子どもが被害者となる事件を未然に防止し、子どもが安心して登下校することができるよう、学校や通学路周辺を中心として、登下校の時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールの強化や、見守り活動を行う防犯ボランティア団体に対する情報提供、県教育委員会が行っているスクールガード事業に対する協力等を行っている。

今後、子どもが被害者となる事件の未然防止のための創意工夫を凝らした取組が必要である。

《緊急雇用創出事業の実施》

緊急雇用創出事業を活用し、平成22年9月15日から、県下3地区（8警察署）において、学校周辺等における子ども見守り活動等を行う「地域の安全・安心確保活動従事者育成事業」を行った。

【推進方針】

警察官によるパトロール活動を強化するほか、防犯ボランティア団体に対する積極的な情報提供による子どもの見守り活動の促進、県教育委員会のスクールガード事業への協力など、学校や通学路周辺における街頭活動を強化する。

(6) 地域に密着した警察活動の強化

地域警察官は、交番及び駐在所等を拠点として、地域住民に最も身近なところにおいて、担当する地域の実態を踏まえたパトロールや警戒活動等あらゆる活動を行っており、こうした活動を通じて、地域住民のニーズを把握し、警察活動に反映している。

ア 機動警察力の総合的な運用の強化

無差別殺傷事件の発生、局地的かつ短期間の大雨による被害の発生等警察事象の多様化・スピード化を受けて、初動警察の重要性が増す中、時代の要請に応える初動警察を確立するため、パトカーや警察用航空機、警察用船舶等の警察機動力の整備に努めるとともに、組織的な運用を図っている。

【現状と課題】

警察本部及び警察署に配備されたパトカーと交番・駐在所の警察官が連携したパトロール、警察用航空機及び警察用船舶の機動力を活かしたパトロール、山岳遭難・水難等の事故や災害発生時の捜索救助活動等を行っており、警察が保有する機動力を総合的かつ効果的に運用を図り、事件・事故等に的確に対応していく必要がある。

【推進方針】

広域化・スピード化する警察事象に迅速・的確に対応するために、車両等の計

画的な整備を行うとともに、通信指令システムの高度化、組織横断的な実践的訓練等を実施し、事案対応能力の一層の強化を図る。

イ 県民の体感治安を改善するための街頭活動の強化

交番・駐在所においては、管轄区域内における犯罪発生状況の分析、日々の活動状況について不断の検証を行い、地域住民の体感治安の改善を図るための街頭活動を強化している。

【現状と課題】

地域警察は、担当する地域社会と密接な関係を有することから、犯罪発生状況を始め、地域の実情を的確に把握し、これに即した活動を推進しているが、依然、高い水準で発生する犯罪情勢に加え、無差別殺傷事件、子ども・女性が被害者となる犯罪が社会的な問題となっており、これら身近な犯罪に対する地域住民の不安感の解消に向けた活動を強化する必要がある。

【推進方針】

制服警察官が街頭に姿を見せることは、犯罪発生の抑止効果とともに、地域住民にとって大きな安心感を与えることから、地域における犯罪、事故等の発生状況に即応したパトロール、巡回連絡における被害防止のための指導連絡のほか、積極的な声掛け、パトロールカード等の活用により、警察官の活動実態を知らせ、住民に安心感を与える効果的な街頭活動を一層強化する。

ウ 街頭における検挙その他取締活動の強化

地域を活動の場として、直接、地域住民と接しながら活動する地域警察においては、管内の犯罪発生実態を的確に把握・分析し、犯罪の多発地域、時間帯に重点指向したパトロール活動等により、検挙その他取締活動を推進している。

【現状と課題】

県内の犯罪情勢は、依然として厳しい情勢にあり、地域住民に身近な犯罪が増加するなど、住民の治安に対する不安感の解消には至っていない。

このため、街頭犯罪等地域住民に身近な犯罪に対しては、抑止活動と併せて積極的な街頭活動による検挙活動を推進するとともに、小さな違法行為も看過することなく、規範意識の向上を図るための適切な措置を講じ、犯罪の起きにくい社会の実現を図る必要がある。

【推進方針】

犯罪の発生実態に応じたパトロール、駐留警戒等の街頭活動を強化するとともに、積極的な職務質問により、検挙その他取締活動を一層強化する。

また、少年による万引き等のゲートウェイ犯罪その他小さな違法行為についても看過することなく、その態様に応じた検挙、又は指導警告等の適切な措置を講じるなど、規範意識の向上を図るための活動を推進する。

エ 常時警戒力の確保

地域警察は、昼夜を分かたず常時警戒体制を保持しつつ、あらゆる警察事象に即応する活動を行っていることから、一定の警戒力を確保するため、交番・駐在所への勤務員の配置を含めた適正な運用に努めている。

【現状と課題】

警察署の地域警察官は、地域を活動の場として、その最前線においてあらゆる警察事象に即応する活動を行っているが、突発・重大事件発生時や複数の事件・

事故が集中した場合など、警戒力に間隙が生じることのないよう、必要な人員を確保する必要がある。

【推進方針】

地域警察官の安易な転用勤務の抑制を図るとともに、地域の治安情勢を踏まえた交番等への適正な人員配置、勤務時間のスライド運用等、警察事象に応じた効果的かつ効率的な運用を図る。

オ 住民のニーズの把握と各種団体との連携

地域警察官は、パトロールや巡回連絡等の街頭活動を始め、交番・駐在所連絡協議会、各種会合への出席等、様々な活動を通じ、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、地域住民の安全・安心を確保するため、生活に危険を及ぼす犯罪、事故及び災害を未然に防止する地域安全活動を推進している。

【現状と課題】

地域安全活動を実効あるものとするためには、地域住民による自主的な取組と地域住民の活動に対する警察・自治体の支援など地域住民、警察、自治体等の連携と警察活動の強化が不可欠である。

【推進方針】

地域住民による自主的な活動を推進するため、巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会等あらゆる機会を利用し、地域住民の意見、要望等の把握に努めるとともに、自治会を始めとして女性、青年、年長者等のボランティア、PTA、地域の企業等と連携した地域警察活動を積極的に推進する。

カ 多角的な実態把握活動の推進

地域警察官は、警察全体の触覚的役割を果たすとともに、地域住民の日常生活の安全と平穏を確保することが任務であり、警察活動の出発点である管内の実態把握活動は、その任務を全うするために必要不可欠なものである。

【現状と課題】

巡回連絡は、地域住民の居住実態や警察に対する意見・要望を把握するなど管内の実態把握活動に最も有効な手段であることから、更に住民等の理解と協力の確保に努めるとともに、パトロールその他の活動を通じて必要な情報収集を視野に入れた多角的な警察活動を展開する必要がある。

【推進方針】

巡回連絡は、犯罪の予防等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な指導や連絡を行うものであるほか、治安維持のために必要な住民の理解と協力を得ることも必要である。

したがって、CR名刺（注）、パトロールカード、ミニ広報紙等を活用し、地域住民等に理解と協力を求める活動を推進するとともに、パトロールや立番、駐留警戒等のほか、事件事故等の現場臨場、関係機関・団体等との連携等あらゆる活動を通じた多角的な実態把握活動を推進する。

（注） CR（Community Relations）の略

地域警察官の写真や連絡事項等を刷り込んだ名刺をいう。

キ 適切な行方不明者発見活動及び保護業務の推進

【現状と課題】

警察による行方不明者発見活動及び保護業務は、個人の生命及び身体の保護を

図るために行う重要な業務である。行方不明者の発見活動については、「行方不明者発見活動に関する規則」（平成21年国家公安委員会規則第13号）が平成22年4月1日に施行され、一層確実な実施が求められている。

また、保護業務については、「三重県警察の保護取扱に関する訓令」（平成17年三重県警察本部訓令第24号）に基づき適切に実施している。

《行方不明者（家出人） 搜索願受理状況》

- ・ 平成19年 1,413件（男 903件、女 510件）
- ・ 平成20年 1,357件（男 882件、女 495件）
- ・ 平成21年 1,293件（男 798件、女 495件）
- ・ 平成22年 1,213件（男 751件、女 462件）

《保護取扱状況》

- ・ 平成19年 1,365件（男 861件、女 504件）
- ・ 平成20年 1,348件（男 840件、女 508件）
- ・ 平成21年 1,240件（男 785件、女 455件）
- ・ 平成22年 1,196件（男 774件、女 422件）

【推進方針】

行方不明者届の受理は、殺人等凶悪事件の端緒となる例もあることから、慎重な受理に努めるとともに、迅速な搜索活動により、行方不明者の早期発見に努める必要がある。

保護業務については、保護に伴う被保護者の自殺事案等が発生することのないよう生活安全課員のほか、取り扱う機会の多い地域課員等に対する教養を行い、保護業務に伴う事故の絶無を期す。

ク 高齢者虐待への適切な対応

【現状と課題】

急訴事案や保護業務等の各種業務を通じて、高齢者虐待を認知した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、速やかに市町への通報を実施しているほか、刑罰法令に抵触する事案については、被害高齢者の意思を踏まえた上で、適切に事件化を図るとともに、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害高齢者の保護、被害高齢者に対する防犯指導、加害者への指導・警告等を実施するなど、事案に応じた適切な措置を講じているが、更なる教養と適切な対応を図っていく必要がある。

《高齢者虐待の認知状況》

- ・ 平成19年 14件（男 2件、女 12件）
- ・ 平成20年 21件（男 6件、女 15件）
- ・ 平成21年 16件（男 3件、女 13件）
- ・ 平成22年 17件（男 3件、女 14件）

【推進方針】

所属職員に対し高齢者虐待を認知した場合の適切な対応について教養を行う。

また、高齢者虐待防止法に基づく市町からの援助要請に適切に対応していくとともに、刑罰法令に抵触する事案については適切に事件化を図っていく。

3 県民が特に不安を感じる犯罪に係る対策の強化

県民が特に不安を感じる犯罪を撲滅するためには、警察の取組だけでなく、関係機関・団体による取組はもとより、県民一人一人の理解と協力が欠かせず、被害に遭わないための社会における相互の注意喚起の仕組みを根付かせていくとともに、県民の犯罪に対する「抵抗力」を高めていくことが必要である。

警察では、一層取締りを推進していくことはもとより、広報啓発に努めるなど、社会全体が一丸となって県民が日常生活において不安を感じる犯罪の撲滅に向けて取組を推進していく。

(1) 凶悪犯等重要犯罪対策の強化

【現状と課題】

凶悪犯の認知件数の過去5年間（平成17年から平成21年）の平均は93件で、検挙率は80%前後で推移し、凶悪犯認知件数の刑法犯認知件数に占める割合は約0.3%である。

《凶悪犯の認知・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	121	98	72	85	89	57
検挙件数(件)	88	75	59	75	63	46
検挙人員(人)	106	80	58	60	58	45
検 挙 率(%)	72.7	78.5	81.9	88.2	70.8	80.7

※ 凶悪犯とは、殺人・強盗・放火・強姦をいう。

《重要犯罪の認知・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	276	226	165	174	170	122
検挙件数(件)	131	103	87	105	90	86
検挙人員(人)	136	95	80	82	74	69
検 挙 率(%)	47.5	45.6	52.7	60.3	52.9	70.5

※ 重要犯罪とは、殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつをいう。

重要犯罪の認知件数の約半数が、主として女子を対象とする強制わいせつである。

平穏であるべき日常生活の場において行われる侵入強盗・侵入窃盗などの侵入犯罪は悪質かつ凶悪な犯罪に発展するおそれが高く、県民に大きな不安を与えている。

《検挙事例》

平成21年3月18日の早朝、現金輸送業務に従事する男(37歳)から入手した情報に基づき鈴鹿市内のJ A鈴鹿本店において、拳銃を用いて現金輸送車を襲撃し、現金約2億1千万円を強奪した無職の男(36歳)ら4名を強盗罪等で平成22年2月までに逮捕した。

《主な侵入犯罪の認知・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	4,178	3,087	2,787	2,461	2,788	2,500
検挙件数(件)	2,692	1,970	1,581	1,175	1,008	1,127
検挙人員(人)	245	214	189	179	180	183
検 挙 率(%)	64.4	63.8	56.7	47.7	36.2	45.1

※ 主な侵入犯罪とは、侵入強盗・侵入窃盗・住居侵入をいう。

《検挙事例》

愛知・三重県内で連続発生した一般住宅対象の広域忍込み事件を敢行する男(57歳)を、平成21年7月15日、窃盗罪等で逮捕し、735件(被害総額約6千万円)の忍込み事件等を検挙した。

【推進方針】

広域・凶悪化、組織化する犯罪などに的確に対応するため、犯罪の発生状況に応じて重点を指向し効率的な捜査活動を強化するとともに、捜査活動に必要な各種捜査支援システムや装備資機材等の整備・充実を図り、多様化・複雑化する犯罪情勢に応じた的確に捜査力をシフトするなど、効果的かつ効率的な捜査活動が展開できるように、捜査環境の充実、整備を推進する。

ア 迅速・的確な初動捜査と現場検挙活動の推進

【現状と課題】

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

そのため、事件発生時に犯行現場や関係箇所に急行して犯人確保等を行う機動捜査隊や、高度な鑑識活動を行う機動鑑識隊を編成し、24時間体制で事件の発生に備えている。

また、警察捜査を取り巻く状況の変化に伴い、一つ一つの捜査に要する労力が増大しているほか、捜査すべき事項は増加し、その内容も複雑化・高度化している。

【推進方針】

凶悪犯罪等をより迅速に検挙するため、機動力を生かした初動捜査活動を強化し、捜査支援システムの拡充などを推進していく。

イ 未解決重要事件等に対する捜査の強化

【現状と課題】

社会的反響の大きい重要事件で、特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要がある事件にあっては捜査本部を設置している。

しかし、この種事件が未解決となれば、県民の治安に対する不安感を増大させることとなる。

また、科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等の社会情勢の変化に的確に対応するためには、捜査における科学の活用を推進し、犯罪捜査を高度化していくことが必要不可欠となっている。

【推進方針】

複雑化、多様化する犯罪情勢に応じた的確に捜査力をシフトするなど、効果的かつ効率的な捜査活動を推進する。

また、多角的な証拠分析による新たな捜査手法の展開、積極的な刑事広報等による新情報の入手、専従捜査員による継続捜査の強化等により、事件の解明を図るとともに、事件の風化を防止していく。

ウ 適正な銃砲刀剣類及び火薬類行政の推進

平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件及び平成20年6月

に東京都千代田区で発生したダガーナイフ使用による無差別殺傷事件等を受けて銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、銃砲刀剣類の所持許可の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等が講じられ、厳格な銃砲刀剣類行政に取り組んでいる。

また、火薬類等危険物による事故等を防止するため、関係事業者等に対する指導を強化している。

【現状と課題】

銃砲刀剣類の所持許可の審査については厳格に行い、不適格者の情報を入手した際には、速やかに自主返納の指導、行政処分等を行い、不適格者の排除に努めている。

また、許可を受けた銃砲刀剣類の所持が適正に行われているかを調査するため毎年一斉検査を行い、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理徹底に係る指導を行っている。

さらに、危険物による事故や盗難、不正流出等の防止のため、関係事業者に対する指導を行うほか、これら危険物の取扱場所等への立入検査を行っている。

こうした取組により、銃砲や刀剣類による事件の絶無を期していく必要がある。

《猟銃・空気銃の所持許可数》

- ・ 平成19年 4,373丁 2,495人
- ・ 平成20年 4,135丁 2,367人
- ・ 平成21年 3,966丁 2,264人
- ・ 平成22年 3,686丁 2,127人

【推進方針】

厳格な銃砲刀剣類行政の推進により、銃砲や刀剣類による事件を防止するとともに、危険物取扱事業者への指導等を強化し、事故や盗難等の防止対策を徹底する。

エ 県民の体感治安を改善するための街頭活動等の強化

【現状と課題】

犯罪は地域社会の環境や生活実態に応じて異なることから、それぞれ交番・駐在所等の管轄する地域における犯罪発生状況を的確に分析し、その特徴、傾向を踏まえたパトロール等の街頭活動を推進する必要がある。

【推進方針】

交番・駐在所等において、管内の犯罪発生実態、未検挙事件の状況、犯罪発生時間帯等の分析を行い、その結果に基づく特徴、傾向を踏まえたパトロール、立番、駐留警戒等の活動を積極的に推進する。また、重要突発事案が発生した時には、早期に現場臨場の上、証拠の保全、関係者の確保、事情聴取等、迅速・的確な初動活動を推進する。

オ 金融機関やコンビニエンスストアに対する防犯指導等の徹底

【現状と課題】

金融機関やコンビニエンスストアを対象とする強盗事件は、県民の体感治安に大きく影響することから、制服警察官による街頭活動の強化のほか、自主防犯訓

練や研修会を通じた従業員の防犯意識の向上、防犯カメラ等防犯設備の整備促進等、防犯対策の強化を図っている。

【推進方針】

制服警察官の街頭活動時における店舗への立寄りや防犯指導を強化するほか、各地区の金融機関防犯協会や職域防犯組合等と連携して、定期的な強盗事件発生時の対応訓練を実施し、警戒心の醸成に務める。

また、県内や隣接県で発生した事案、効果的な防犯対策の情報を提供することにより、関係事業者の自主的な防犯対策を促進する。

カ 被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力（再掲）

【現状と課題】

児童生徒に対し危険を予測し、回避する能力を身に付けさせるため、学校と連携して、学年や理解度に応じた被害防止教室を開催しているほか、児童生徒による地域安全マップの作成に協力している。

今後も被害の未然防止のための創意工夫を凝らした取組が必要である。

《児童に対する誘拐防止教室》

- ・ 平成19年 346回
- ・ 平成20年 369回
- ・ 平成21年 363回
- ・ 平成22年 310回

【推進方針】

学校、教育委員会、防犯ボランティア団体等の関係機関・団体等と連携して、学年や理解度に応じ、紙芝居やロールプレイング方式等により、児童生徒が参加・体験できる被害防止教室の開催を促進するほか、地域安全マップの作成に協力する。

キ 機動警察力の総合的な運用の強化

【現状と課題】

パトカー、警察用航空機、警察用船舶等を有効に活用し、管内のパトロールのほか、各種事件事故、山岳遭難・水難、災害等の事案発生時における初動対応に当たっている。

特に、突発的な重大事件・災害等に対して迅速・的確な初動対応を行うためには、各機動力の総合的かつ効果的な運用がなされるよう各部門の連携を一層強化する必要がある。

【推進方針】

広域化・スピード化する警察事象に迅速・的確に対応するために、車両等の計画的な整備を行うとともに、通信指令システムの高度化、組織横断的な実践的訓練等を実施し、事件の早期解決のための事案対応能力の強化を図る。

(2) 身近な窃盗事犯対策の強化

【現状と課題】

重要窃盗犯の認知件数は平成15年をピークに減少傾向にあるものの、刑法犯認知件数に占める重要窃盗犯の認知件数は依然として高い水準にある。

《重要窃盗犯の認知・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	4,536	3,292	2,894	2,597	2,891	2,614
検挙件数(件)	2,698	2,002	1,753	1,289	1,018	1,209
検挙人員(人)	280	222	230	178	182	192
検挙率(%)	59.5	60.8	60.6	49.6	35.2	46.3

※ 重要窃盗犯とは、侵入盗・自動車盗・ひったくり・すりをいう。

《窃盗犯の認知・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	26,508	20,829	18,707	18,923	19,637	17,992
検挙件数(件)	7,102	8,687	5,938	4,502	4,642	4,580
検挙人員(人)	2,948	2,582	2,307	2,154	2,218	2,164
検挙率(%)	26.8	41.7	31.7	23.8	23.6	25.5

窃盗犯は、刑法犯認知件数全体の概ね7割を占めており、窃盗犯に対する犯罪発生抑制と検挙が、県民の体感治安に大きく影響を与え、治安のバロメーターとなっている。

《検挙事例》

中部管区以西の5管区にわたる農村部を対象とした広域窃盗(車上狙い)事件で無職の男(57歳)を、平成22年1月12日に特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で逮捕し、約390件(被害総額約290万円)の窃盗事件を検挙した。

【推進方針】

広域・凶悪化、組織化に加え、多様化・複雑化する傾向にある窃盗犯罪に的確に対応するため、警察活動に必要な各種捜査支援システムや装備資機材等の整備・充実を図り、犯罪情勢に応じ的確に捜査力をシフトするなど、効果的かつ効率的な捜査活動が展開できるように、捜査環境の充実、整備を推進する。

ア 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化

【現状と課題】

盗難自動車は、他の凶悪犯罪に利用されたり、売却利益を目的とする窃盗組織により海外に不正輸出される事犯もある。

そのため、国土交通省(確認登録・検査業務を処理する運輸支局等)との連携を密にし、盗難自動車等の不正登録の未然防止対策を推進中である。

《自動車盗の認知状況・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	810	541	409	380	402	430
検挙件数(件)	175	208	290	203	71	115
検挙人員(人)	78	57	70	47	39	34
検挙率(%)	21.6	38.4	70.9	53.4	17.7	26.7

自動車盗の発生実態や犯行手口に関する情報を県民に提供するとともに、キー抜きやドアロックのほか、イモビライザ等の盗難防止装置の有効活用を促すなど、

自動車利用者の防犯意識向上に向けた取組を強化している。

【推進方針】

自動車関連業界等と連携しながら、複数の盗難防止装置の使用等、自動車利用者の更なる防犯意識の高揚に努める。

イ オートバイ及び自転車の盗難防止対策等の促進

【現状と課題】

オートバイ盗及び自転車盗は窃盗犯認知件数の約3割を占め、刑法犯認知件数が平成15年以降減少している中、依然として高水準で推移していることから、その抑止と検挙に向けた重点的な対策を強化していく必要がある。

《窃盗犯認知に占めるオートバイ盗・自転車盗の割合》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
窃盗犯認知件数 (件)	26,508	20,829	18,707	18,923	19,637	17,992
A オートバイ盗認知件数 (件)	987	955	886	779	806	760
窃盗犯に占める割合 (%)	3.7	4.6	4.7	4.1	4.1	4.2
B 自転車盗認知件数 (件)	4,451	4,309	4,716	4,837	5,067	4,432
窃盗犯に占める割合 (%)	16.8	20.7	25.2	25.6	25.8	24.6
A + B 認知件数 (件)	5,438	5,264	5,602	5,616	5,873	5,192
窃盗犯に占める割合 (%)	20.5	25.3	30.0	29.7	29.9	28.9

《オートバイ盗の認知状況・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数 (件)	987	955	886	779	806	760
検挙件数 (件)	128	153	115	92	114	113
検挙人員 (人)	139	132	110	112	99	92
検挙率 (%)	13.0	16.0	13.0	11.8	14.1	14.9

《自転車盗の認知状況・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数 (件)	4,451	4,309	4,716	4,837	5,067	4,432
検挙件数 (件)	205	219	243	198	194	157
検挙人員 (人)	199	221	235	184	178	148
検挙率 (%)	4.6	5.1	5.2	4.1	3.8	3.5

制服警察官のパトロール、緊急雇用創出事業を活用した防犯パトロール事業等、街頭活動を強化するとともに、オートバイのキー抜きやハンドルロック及び自転車の二重ロック促進のための啓発を推進している。また、オートバイの施錠部等の破壊防止装置やイモビライザ等の盗難防止装置の普及の促進や、グッドライダー防犯登録の登録率の向上に向けた広報を行っている。

併せて、盗難車が長期にわたり駐輪場等に放置されるなどして被害回復が遅延することのないよう、早期の被害回復に向けた対応に努めている。

【推進方針】

制服警察官による声掛け等の街頭活動を強化するとともに、中高校生の被害防止を図るため、「自転車盗難防止モデル校」の指定による、自転車の二重ロック

の促進や防犯意識の向上に向けた広報啓発活動を推進する。

また、市町等の駐輪場管理者に対し、駐輪場への駐輪ラックの設置等の防犯対策の強化を働き掛ける必要がある。

ウ 車上狙い・部品狙い対策の推進

【現状と課題】

車上狙い及び部品狙いは、窃盗犯認知件数の約2割を占めており、減少傾向にはあるものの、依然として高水準で推移していることから、その抑止と検挙に向けた重点的な対策を強化していく必要がある。

《窃盗犯認知に占める車上狙い・部品狙いの割合》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
窃盗犯認知件数(件)	26,508	20,829	18,707	18,923	19,637	17,992
A 車上狙い認知件数(件)	4,742	3,284	2,361	2,474	2,861	2,168
窃盗犯に占める割合(%)	17.9	15.8	12.6	13.1	14.6	12.0
B 部品狙い認知件数(件)	1,940	1,711	1,176	1,107	1,217	1,683
窃盗犯に占める割合(%)	7.3	8.2	6.3	5.9	6.2	9.4
A + B 認知件数(件)	6,682	4,995	3,537	3,581	4,078	3,851
窃盗犯に占める割合(%)	25.2	24.0	18.9	18.9	20.8	21.4

《車上狙いの認知状況・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	4,742	3,284	2,361	2,474	2,861	2,168
検挙件数(件)	850	931	848	412	948	867
検挙人員(人)	31	53	31	25	26	34
検挙率(%)	17.9	28.3	35.9	16.7	33.1	40.0

《部品狙いの認知状況・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	1,940	1,711	1,176	1,107	1,217	1,683
検挙件数(件)	144	261	678	234	142	244
検挙人員(人)	17	24	20	28	18	16
検挙率(%)	7.4	15.3	57.7	21.1	11.7	14.5

車上狙いの多くが、無施錠で被害に遭っていることから、ドアロックや車内に鞆等を放置しないといった広報を推進しているほか、部品狙いの被害品はカーナビゲーション装置が多いことから、関係事業者等にセキュリティ機能が搭載された機種種の拡大を働き掛けるとともに、被害品特定に資する製品番号等の管理徹底を促進する。

《三重県自動車販売協会との協定の締結》

車上狙いや部品狙いの自動車関連犯罪が依然として高水準で推移していることを受け、平成22年9月21日、三重県自動車販売協会との間で、相互に連携・協力して、来客等に対する注意喚起や広報啓発リーフレット等の配布など、自動車関連犯罪の被害を防止するための活動を行う「大事なクルマを守ろう！運動」の推進に関する協定を締結した。

【推進方針】

自動車のドアロックと車内に物を置かないことの広報の徹底を図るほか、駐車場への照明設備や防犯カメラの設置を促進するなど、盗難防止対策を推進する。

また、自動車関連業界等と連携し、セキュリティ機能が搭載されたカーナビゲーション装置の普及を促進する。

エ 空き巣、忍込み等侵入窃盗対策の推進

【現状と課題】

空き巣や忍込み等の侵入窃盗は、窃盗犯認知件数の約1割を占め、県民に与える不安感が大きいことから、抑止と検挙に向けた重点的な対策を推進している。

《侵入窃盗の認知・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	3,407	2,539	2,318	2,044	2,290	2,081
検挙件数(件)	2,459	1,655	1,418	1,052	905	1,051
検挙人員(人)	172	153	144	124	131	147
検挙率(%)	72.2	65.2	61.2	51.5	39.5	50.5

《空き巣の認知状況・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	1,388	855	828	759	794	761
検挙件数(件)	1,335	642	658	410	357	270
検挙人員(人)	44	38	35	31	38	37
検挙率(%)	96.2	75.1	79.5	54.0	45.0	35.5

《忍込みの認知状況・検挙状況》※ H22は1~6月

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	325	307	348	329	290	302
検挙件数(件)	144	189	30	96	213	215
検挙人員(人)	15	8	6	9	9	7
検挙率(%)	44.3	61.6	8.6	29.2	73.4	71.2

空き巣や忍込み等の侵入窃盗は、平穏であるべき日常生活の場において敢行され、県民に大きな不安を与えるものであることから、街頭活動の強化等、発生実態に即した抑止・検挙活動を強化している。

また、侵入窃盗被害のうち、3割弱が無施錠箇所からの侵入による犯行であることから、施錠率向上やC P錠等防犯性能の高い建物部品の普及促進のための広報啓発活動を実施し、防犯意識の向上を図る必要がある。

【推進方針】

地域における会合等の機会を通じ、その発生実態や手口を紹介するなど、地域住民の防犯意識の向上により、施錠の徹底や防犯性能の高い建物部品の普及を図るほか、地域住民によるあいさつ運動など、自主的な防犯活動を促進する。

オ ひったくり防止対策の推進

【現状と課題】

ひったくりは、被害者の身体から直接金品を奪う手口であり、凶悪犯に発展す

るおそれもあることから、重点的な抑止対策を推進している。

《ひったくりの認知・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	289	157	107	119	172	84
検挙件数(件)	59	138	37	34	36	40
検挙人員(人)	26	11	10	7	9	9
検 挙 率(%)	20.4	87.9	34.6	28.6	20.9	47.6

ひったくりは、女性や高齢者を対象に連続発生することが多いことから、女性を対象とした防犯教室等の機会を通じ、バッグの携行方法等基本的な防犯対策を指導しているほか、地区防犯協会等と連携してひったくり防止ネット等の防犯グッズを配布するなど、被害防止意識の更なる高揚を図っていく必要がある。

【推進方針】

ひったくりの防止対策を効果的に推進するため、関係機関・団体等と連携し、被害対象となりやすい女性や高齢者を対象とした参加体験型の防犯教室の開催に努める。

カ 万引き防止対策の推進

【現状と課題】

万引きは、窃盗犯認知件数の約1割を占め、平成15年以降刑法犯認知件数が減少している中、毎年2,000件を上回るなど依然として高水準で推移していることから、関係機関・団体等と連携した対策を推進している。

《窃盗犯認知に占める万引きの割合》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
窃盗犯認知件数(件)	26,508	20,829	18,707	18,923	19,637	17,992
万引き認知件数(件)	2,706	2,292	2,057	2,085	2,477	2,230
窃盗犯に占める割合(%)	10.2	11.0	11.0	11.0	12.6	12.4

《万引きの認知状況・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	2,706	2,292	2,057	2,085	2,477	2,230
検挙件数(件)	2,016	1,703	1,357	1,474	1,435	1,413
検挙人員(人)	2,035	1,680	1,348	1,318	1,408	1,386
検 挙 率(%)	74.5	74.3	66.0	70.7	57.9	63.4

各店舗等の管理者対策として従業員による声掛け活動、店内放送、防犯カメラ等の防犯機器の整備、警備員の配置など、万引きをさせない環境づくりを推進しているほか、学校・教育委員会と連携した非行防止教室等を通じ、少年の更なる規範意識の醸成を図っていく必要がある。

《万引き防止緊急対策会議の開催》

万引き防止対策を推進するため、平成22年12月、県内の大型小売店及び書店等(15事業者)を招致し、万引き防止を目的とした緊急対策会議を開催し、万引きを許さない社会気運の醸成など「万引きをさせない社会づくり推進」宣言を採択した。

【推進方針】

万引きの背景には「たかが万引き」と万引きを軽視する風潮があり、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、他の犯罪の発生も誘発しかねないことから、「万引きは犯罪である」ことを周知徹底するとともに、万引きをさせない環境づくりを推進する。

キ 効果的な盗品捜査の推進

【現状と課題】

盗品の処分先としてインターネット・オークションが利用されるなど、匿名性の高い流通経路を利用されている傾向にある。

また、物品被害を伴う窃盗事件が増加傾向にあることに加え、リサイクルショップ等の古物商の増加により中古物品の流通環境が整備され、盗品が古物商や質屋等に持ち込まれることなどを勘案すると、近年、盗品等捜査の重要性が高まっている。

こうした情勢を踏まえ、盗品の簡便な処分先として利用される流通経路を遮断するための新たな対策及び措置を講じることが求められている。

【推進方針】

日々変化する中古物品の流通環境に柔軟に対応できる盗品捜査を推進し、犯人検挙と被害品の発見・被害回復に努める。

ク 自動車利用犯罪者対策の強化

【現状と課題】

自動車を各種犯罪の犯行の用具（凶器）に使用したり、逃走や証拠隠滅の手段として利用するなどの自動車利用犯罪は、広域化傾向にある。

《自動車盗の認知・検挙状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認知件数(件)	810	541	409	380	402	430
検挙件数(件)	175	208	290	203	71	115
検挙人員(人)	78	57	70	47	39	34
検 挙 率(%)	21.6	38.4	70.9	53.4	17.7	26.7

【推進方針】

自動車利用犯罪に対する的確な警察活動を推進するため、関係機関との情報交換等の連携を図り諸対策を講じるとともに、機動捜査隊や自動車警ら隊等の機動力を有する執行隊の効率的運用等による検挙活動の強化に努める。

ケ 街頭における検挙その他取締活動の強化

【現状と課題】

地域住民に身近な犯罪に対しては、抑止活動と併せて積極的な街頭活動による検挙活動を推進するとともに、小さな違法行為も看過することなく、規範意識の向上を図るための適切な措置を講じ、犯罪の起きにくい社会の実現を図る必要がある。

【推進方針】

地域住民に身近な侵入盗、ひったくり、オートバイ盗の発生実態に応じたパト

ロール、駐留警戒等の街頭活動を強化するとともに、積極的な職務質問及びこれに付随する所持品検査を徹底することにより、検挙その他取締活動を一層強化する。また、少年による万引き等のゲートウェイ犯罪その他小さな違法行為についても看過することなく、その態様に応じた検挙又は指導警告等の適切な措置を講じ、規範意識の向上を図るための活動を推進する。

コ 適正な古物営業及び質屋営業行政の推進

古物商や質屋では、その営業に係る古物や質物として盗品を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法に基づく立入り等を徹底し、盗品等の流通防止を図っているが、より効率的な業務の推進が必要となっている。

【現状と課題】

古物営業及び質屋営業に関し、盗品等の流通を防止するため、古物営業及び質屋営業の営業許可申請に際して厳格な審査を行うとともに、営業所に対する立入検査を一層強化する必要がある。

《古物営業及び質屋営業の営業許可数（法人を含む）》

・ 平成19年	古物営業	11,556件	質屋営業	48件
・ 平成20年	古物営業	11,637件	質屋営業	41件
・ 平成21年	古物営業	11,619件	質屋営業	41件
・ 平成22年	古物営業	11,755件	質屋営業	43件

【推進方針】

営業許可申請受理時における厳格な審査及び古物営業管理システムによる登録、照会業務の効率化を図るとともに、積極的な立入検査を徹底し、盗品等の流通防止に努める。

(3) 振り込め詐欺対策の強化

警察官や銀行協会職員等を名乗る者が被害者宅に赴き、キャッシュカード等を詐取するオレオレ詐欺や、市役所職員等を名乗り医療費還付金名目に現金を振り込ませる還付金等詐欺等の振り込め詐欺が依然として後を絶たない。これら犯行の手口は日々巧妙化・多様化し、県民に大きな被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。

ア 振り込め詐欺に係る情報の収集・集約・共有・活用の強化

【現状と課題】

振り込め詐欺の認知件数・被害額は大幅に減少しているものの、いまだ警察官をかたるオレオレ詐欺やインターネットサイト利用料金名下の架空請求詐欺等、振り込め詐欺被害が後を絶たない状況にある。

振り込め詐欺の撲滅を目指し、平素から被害認知の多寡に関わらず、早期に情報を収集して集約・分析するとともに、これらの情報を部門を超えて共有し、地域・期間・対象を絞った集中的な注意喚起等、先制的な抑止活動を実施している。

一方、詐欺グループは、犯罪の手口を次々と変遷させており、先制的な抑止対策が求められている。

《ヘリコプターによる被害防止広報》

警察官等を騙るオレオレ詐欺が発生した際、警察航空機（ヘリコプタ

一) を活用し、広範囲かつ迅速な広報を実施したところ、ヘリコプターの広報を聞いた女性が自宅に架かった電話を振り込め詐欺だと看破し、被害を防止した。

【推進方針】

振り込め詐欺グループは次々と手口を変遷させていることから、新たな手口や従来の振り込め詐欺に当たらない事案についても情報収集に努め、先制的な抑止対策を推進する。

また、警察官を騙るオレオレ詐欺等の発生時には、県内系無線を活用した「即時通報制度」により迅速な情報共有を図り、緊急的な被害防止広報等を徹底する。

イ 振り込め詐欺の徹底検挙

【現状と課題】

平成22年中の振り込め詐欺実行犯の検挙件数は168件、検挙人員は5人で、平成21年と比べ、検挙件数は92件（約221%）増加し、検挙人員は8名減少した。

しかし、依然として被害の絶無には至っていないことから、徹底した取締りを推進していく必要がある。

《振り込め詐欺実行犯の検挙件数及び検挙人員》

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
検挙件数(件)	0件	12件	76件	168件
検挙人員(人)	0人	0人	13人	5人

《検挙事例1》

被疑者等は、架空の金融会社社員を装い、融資を前提とした保証金等の名目で現金を詐取しようとして企て、被害者に対する融資をする意思がないのがあるように装い、虚偽の融資事実を記載した郵便はがきを郵送し、被害者が融資を受けたい旨架電したことに乗じ、「融資することが出来ますので、保証金を振り込んで下さい。保証金については後日返金します。」等と嘘を言い、被害者から現金を騙し取った。平成22年4月までに、首魁以下8名の振り込め詐欺グループを、窃盗・詐欺罪で検挙するとともに、組織的犯罪処罰法違反（仮装隠匿、組織的詐欺）で検挙した。

《検挙事例2》

被疑者らは、警察官等を装い高齢者からキャッシュカードを騙し取ろうと、あらかじめ電話で「あなたのキャッシュカードの暗証番号が他人に分かってしまった。銀行の者がキャッシュカードを取りに行くから渡して欲しい。」などと嘘を言い、被害者にその旨誤信させ、別の被疑者が被害者方を訪れキャッシュカードを騙し取った後、更に別の被疑者に渡し、ATMで現金を引き出した。当県において、平成22年10月までに首魁以下7名の振り込め詐欺グループを詐欺罪で検挙した。

【推進方針】

振り込め詐欺、振り込め詐欺を助長する犯罪の捜査体制の強化を図りつつ、携帯電話のGPS機能を利用した位置探索等有効な捜査手法の導入について検討し、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織的

実態の解明を図り、振り込め詐欺グループの首謀者に至るまでの摘発検挙を徹底する。

ウ 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断

【現状と課題】

平成22年中の通帳詐欺等の振り込め詐欺助長犯の検挙件数は56件、検挙人員は12人で、平成21年と比べ、検挙件数は44件（約44.0%）減少し、検挙人員は21人（約63.6%）減少した。

しかし、依然として被害の絶無には至っていないことから、振り込め詐欺を助長する犯罪の徹底した取締りを引き続き推進していく必要がある。

《振り込め詐欺助長犯罪の検挙件数及び検挙人員》

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
検挙件数(件)	86件	291件	100件	56件
検挙人員(人)	30人	52人	33人	12人

《検挙事例》

被疑者は、金融機関から自己名義の預金通帳及びキャッシュカードを詐取しようと企て、平成21年11月、三重県四日市市内に所在の金融機関において、真実は開設した自己名義の預金口座を使用する意思がなく、かつ、交付を受けた預金通帳及びキャッシュカードを他人に譲渡する意図であるのに、その情を秘し、総合口座の開設並びに同口座開設に伴う被疑者名義の預金通帳及びキャッシュカードの交付方を申し込み、金融機関の職員をして被疑者が上記預金通帳等を他人に譲渡することなく、自己の取引に用いるものと誤信させ、被疑者名義の預金通帳1通及びキャッシュカード1枚を交付させた。平成22年3月、詐欺罪で検挙した。

【推進方針】

携帯電話や預貯金口座の新規契約等における同一名義人の契約数の抑制、書留郵便等を用いた本人確認の徹底、プロバイダ等による携帯電話及び預貯金口座の売買を誘引するインターネット上の違法情報の早期削除等の取組を支援することにより、携帯電話等が犯罪へ利用・活用されることを遮断して犯行を抑止する。

また、振り込め詐欺に悪用されやすい転送電話サービスを提供する電気通信事業者の業務の適正化を図り、サービス利用者に関する本人確認の徹底を図る。

平成21年からは

- 犯行に使用された電話に対する警告
- だまされたふり作戦

を実施して、犯行ツールの無力化や実行犯検挙を目的とした捜査を推進している。

また、振り込め詐欺の犯人が使用している携帯電話等へ架電する専従員を警察本部に配置し、振り込め詐欺の犯人に対して犯行グループからの離脱や警察への出頭を促したり、当該電話の使用を犯人に断念させることにより犯行の続発を防ぐ活動を推進する。

エ 振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙

【現状と課題】

インターネット等の「闇サイト」に売買広告を掲載し、現に犯行ツールの流通

に關与している「道具屋」等に対しては、積極的な「誘き出し捜査」により、被疑者を検挙するとともに、掲載サイトの管理者に対する削除要請を行い、「闇サイト」の排除を図る必要がある。

【推進方針】

携帯音声通信事業者や貸与業者の契約時における本人確認記録の作成・保存、携帯電話やSIMカード単体の無断譲渡等の禁止等を規定する携帯電話不正利用防止法の違反行為及び架空名義口座の開設や預貯金口座の不正売買を徹底的に取り締まることにより、振り込め詐欺の犯行に不可欠な手段を供給している「道具屋」の検挙を徹底する。

オ 反復・継続的な広報啓発活動の推進

【現状と課題】

振り込め詐欺の撲滅に向け、毎月15日の「振り込め詐欺撲滅の日」を中心として、金融機関や市町、自主防犯活動団体等関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を反復・継続して実施している。

また、振り込め詐欺については、その類型ごとに被害者層が異なることから、被害者層に応じた抑止活動を展開している。

例えば、オレオレ詐欺の被害に遭いやすい高齢者に対しては、巡回連絡や老人クラブでの防犯講話を通じた防犯広報、架空請求詐欺や融資保証金詐欺の被害に遭いやすい比較的若い年齢層に対しては、ぱちんこ店やカラオケボックス、大学等の協力を得た広報のほか、インターネットのホームページでの広報等を実施している。こうした被害者層に応じた対策を反復・継続的に実施していく必要がある。

《保育園児による広報啓発》

振り込め詐欺撲滅講話を開催し、いなべ市内の保育園児がバレンタインデーにちなんで「振り込む前に”チョコ”っと考えてね」と、高齢者にチョコレートをプレゼントし、振り込め詐欺被害の防止を訴えた。

【推進方針】

振り込め詐欺に対する県民の関心が薄れ、警戒心・抵抗力が低下することのないよう、引き続き、地域警察官による巡回連絡や交通安全教室等、あらゆる機会を通じた広報啓発活動を推進するとともに、県内の被害実態を踏まえた街頭キャンペーンを実施するなど、被害者層の心に響く広報啓発活動を粘り強く推進する。

カ 水際における被害防止対策の推進

【現状と課題】

振り込め詐欺の被害を防止するため、金融機関等と連携したATM周辺等における顧客への声掛けの徹底等、被害金の送金手段に応じた水際阻止を徹底しているほか、被害にあった際でも被害を最小限度に止めることができるよう、顧客に対するATM利用限度額の引下げ広報等を推進している。

また、ATM周辺で声掛けを行う金融機関職員のモチベーションを高めるため、水際での未然防止事例等については、感謝状を贈呈し積極的に広報するなどしている。

しかし、ATMによる被害金の送・出金が依然として少なくない現状を踏まえ、水際対策を一層推進していく必要がある。

《郵便局職員による水際防止》

伊賀市内の郵便局において、ハガキを手に、ATMから現金を振り込もうとしていた女性に声掛けし、振り込め詐欺被害を未然に防止した局員2名に感謝状を贈呈した。

【推進方針】

水際での被害防止を徹底するには、事案発生時等に迅速かつ正確に金融機関等に情報を提供する必要があることから、県内に本店を有する11の金融機関との間で、事案発生時等に電子メールで情報提供を行い、各店舗の窓口やATM周辺への警戒文の掲出、来店客への声掛け等を行う「振り込め詐欺金融機関即応ネットワーク」を構築し、平成22年9月17日から運用を開始した。

この「振り込め詐欺金融機関即応ネットワーク」と、従来からある情報提供のためのネットワークを効果的に連動させ、水際での抑止対策をより強力に推進する。

キ 関係機関・団体・事業者との連携の強化

【現状と課題】

振り込め詐欺は、類型ごとに被害者の年齢層が偏っていることから、効果的な広報活動を推進するため、高齢者と接する機会の多い民生委員やホームヘルパーと連携して、高齢者宅を訪問した際の個別指導を実施しているほか、若い年齢層が利用する機会の多いぱちんこ店やカラオケボックス、大学等の協力を得て広報等を実施している。引き続き、関係機関・団体等との連携した取組を推進していく必要がある。

《関係団体等の協力を得た広報》

株式会社ダスキン三重エリア会の協力を得て、県内で活動するダスキンレディに対し、ロコミによる振り込め詐欺被害防止広報を依頼した。

【推進方針】

市町等の行政機関や社会貢献活動に積極的な事業者、自主防犯活動団体等、関係機関・団体等に対する犯行手口等の情報提供を行うとともに、被害の分析結果等に基づく具体的な対策事例を提示するなどして、関係機関・団体等個々の持ち味を生かした振り込め詐欺撲滅に向けた自主的な取組を促進していく。

(4) 告訴・告発の適正な取扱い及び迅速・的確な捜査の推進

告訴・告発は、多くの場合、県民が警察を最後の拠り所として救済を求めてくるものである。したがって、その取扱い如何が、県民の警察に対する理解と信頼を大きく左右するものであることを十分に認識し、事犯の軽重にかかわらず、受理すべきものは適切に受理し、迅速・的確に処理することが極めて重要である。

ア 適正な取扱い及び迅速・的確な捜査の推進

【現状と課題】

平成22年の知能犯罪に係る告訴・告発の受理件数は18件で、平成21年に比べ1件減少し、処理件数は22件で、平成21年に比べ5件（約18.5%）減少した。

一方、平成22年の未処理件数は14件で、平成21年に比べ4件（約22.2%）減少した。

引き続き、告訴・告発に対しては、捜査強化月間を設定するなどして、適切な受理及び迅速な処理の確保に努めていく必要がある。

《告訴・告発の受理件数・処理件数・未処理件数の推移》

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受理件数（件）	22件	19件	19件	18件
処理件数（件）	15件	16件	27件	22件
未処理件数（件）	23件	26件	18件	14件

《告訴・告発の処理状況》

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受理後1年未満（件）	11件	11件	17件	16件
受理後1年以上（件）	4件	5件	10件	6件
合計（件）	15件	16件	27件	22件

《告訴・告発の未処理状況》

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受理後1年未満（件）	14件	12件	9件	8件
受理後1年以上（件）	9件	14件	9件	6件
合計（件）	23件	26件	18件	14件

注：いずれも、知能犯罪に係る告訴・告発の統計である。

《検挙事例1》

被疑者は、恩給受給者であった実父の死亡により恩給受給資格を喪失したにもかかわらず、県が行う恩給受給権調査において、いずれも受給者が生存している旨の虚偽の「恩給受給権調査申立書」を作成・提出して恩給支給を継続させ、恩給金合計約700万円を不正に受給した。平成22年1月、有印私文書偽造・同行使罪、詐欺罪で検挙した。

《検挙事例2》

被疑者は、平成21年5月、三重県松阪市内において、納品先から預かり保管中の納品代金合計約80万円を自己の用途に消費するため着服して横領した。平成22年1月、業務上横領罪で1名を検挙した。

《検挙事例3》

被疑者は、新聞店に勤務し、新聞の配達及び新聞の購読料の集金等の業務に従事していたものであるが、新聞購読料として現金を集金し、これらを新聞店のため業務上預かり保管中、ほしいままに、同現金を自己の用途に費消するために着服して横領した。平成22年9月、業務上横領罪で検挙した。

《検挙事例4》

被疑者は、生コン株式会社において、同社の代表取締役として業務全般を統括し、同社のため、取引先から生コンクリート等の製造・出荷の受注、同製造・出荷、同売掛代金の回収などの職務を誠実に遂行すべき任務を有

していたものであるが、自己の利益を図る目的をもって、本来であれば前記取引会社からの生コンクリートの製造・出荷の受注の事実を同社に申告するとともに、同社のために同取引会社に対する売掛代金を回収すべき任務があったにもかかわらず、その任務に背き、同取引会社をして売掛代金を前記自己の銀行口座に振り込ませて不正に回収・集金してこれを費消し、もって、同社に財産上の損害を加えた。平成22年11月、会社法（特別背任）・業務上横領罪で検挙した。

【推進方針】

- 告訴・告発の適切な受理及び迅速な処理
告訴・告発の相談がなされた場合は、原則として警察署の捜査幹部が対応することとし、速やかにその内容を警察署長に報告するとともに、警察本部主管課と連携し、受理・不受理の適正な判断を行う等により、適切な受理及び迅速な処理の確保を推進する。
- 告訴・告発捜査強化月間等の実施
告訴・告発捜査強化月間等を実施し、集中的かつ効率的な告訴・告発の捜査を推進する。
- 検察・警察協議会の設置
三重県警察と津地方検察庁の幹部による協議会を設置しており、未処理の告訴・告発に係る捜査方針等を協議し、効率的な処理を推進する。

4 子どもと女性の安全を守るための施策の推進

子どもや女性を対象とした性犯罪のほか、声掛けやつきまとい等の不審者情報、少年の福祉を害する犯罪等が後を絶たない状況にある。

(1) 子どもと女性を犯罪被害から守る対策の推進

子どもと女性を犯罪の被害から守るため、不審者情報の発信、街頭活動の強化等のほか、子どもや女性に対する声掛けやつきまとい等の行為者に対する先制・予防的活動を積極的に推進している。

ア 適時・的確な犯罪情報・地域安全情報の提供（再掲）

【現状と課題】

地域住民の防犯意識の高揚と防犯ボランティア活動の活性化を図ることを目的として、交番・駐在所のミニ広報紙や、インターネットのホームページ、ケーブルテレビ等の各種広報媒体を活用し、犯罪情報や地域安全情報を提供している。

平成19年以降、

○ 警察署単位で地域の犯罪実態等を踏まえた情報を提供するためのインターネット端末等の基盤整備

○ ホームページで公開している「犯罪情報マップ」の内容と機能の充実を図った。また、「犯罪情報マップ」は、平成23年度以降、県のホームページを経由して公開しているが、引き続き、各種広報媒体による創意工夫した情報提供が必要である。

《インターネット端末の整備状況》

- ・ 平成19年度 ～ 四日市南、鈴鹿、津、松阪、伊勢
- ・ 平成20年度 ～ 桑名、四日市北、津南、伊賀、名張
- ・ 平成21年度 ～ いなべ、四日市西、亀山、鳥羽
- ・ 平成22年度 ～ 大台、尾鷲、熊野、紀宝

【推進方針】

整備したインターネット端末を始め、交番・駐在所のミニ広報紙やインターネットのホームページ等を活用し、地域に密着したタイムリーな犯罪情報や地域安全情報を提供することにより、地域住民による防犯ボランティア活動を支援する。

イ 企業のCSR活動の促進等（再掲）

【現状と課題】

警察と協定を結ぶなどして、企業等が子どもの見守り等を行う「子ども110番の家（事業所）」は、平成13年にスタートして以来、地域に根ざした草の根的な社会貢献活動を展開している。

これら、企業等による活動を促進するため、犯罪発生情報等タイムリーな情報提供や、連絡会議の開催、防犯講話や防犯訓練の実施等の支援を行っている。

しかし、企業等によって、活動に温度差があることから、実効ある活動がなされるよう配慮する必要がある。

【推進方針】

見守り活動等、子どもの安全確保活動への取組について、一定の条件を満たす企業等を警察署長が認証するなどの方法により、活動の一層の活性化と、新たなネットワーク構築について検討する。

ウ 被害防止教室の開催や地域安全マップの作成への協力（再掲）

【現状と課題】

児童生徒に対し、危険を予測し、回避する能力を習得させるため、学校と連携して、学年や理解度に応じた被害防止教室を開催しているほか、児童生徒による地域安全マップの作成に協力しているが、今後とも継続的な協力が必要である。

《児童に対する誘拐防止教室》

- ・ 平成19年 346回
- ・ 平成20年 369回
- ・ 平成21年 363回
- ・ 平成22年 310回

【推進方針】

学校、教育委員会、防犯ボランティア団体等の関係機関・団体等と連携して、学年や理解度に応じ、紙芝居やロールプレイング方式等により、児童生徒が参加・体験できる被害防止教室の開催を促進するほか、地域安全マップの作成に協力する。

エ 出所者情報の共有と効果的な活用（再掲）

子どもの心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子ども対象・暴力的性犯罪」の出所者情報については、平成17年6月以降、法務省から警察庁を通じて情報提供を受け、出所者による再犯防止に向けた措置を講じている。

また、重要重大犯罪等により刑事施設に服役し、出所した者又は出所する予定の者の入所罪名、出所年月日等の出所者情報についても情報提供を受けており、同種の犯罪が発生した場合の迅速かつ的確な被疑者の絞り込み等に活用している。

【現状と課題】

再犯防止措置対象者の所在確認を行うとともに、子どもに対する声掛け、つきまとい事案等の犯罪の前兆とみられる事案を引き起こした場合には、その事実を迅速に把握し、警告その他犯罪の未然防止のために必要な措置を執るとともに、万一、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合には、迅速な対応を図っている。

なお、この種事案にあつては、前兆と見られる事案への的確な対処により犯罪の未然防止が必要である。

【推進方針】

子どもに対する声掛けやつきまとい、その他犯罪の前兆とも見られる事案についての幅広い情報収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子どもに対する犯罪の未然防止に努めるとともに、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合においては、再犯防止担当部門と捜査担当部門との情報共有等緊密な連携に配慮し、迅速な対応を図る。

オ 性犯罪の前兆事案に対する先制・予防的活動の推進

【現状と課題】

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るため、平成21年4月、生活安全部生活安全企画課に「子ども・女性安全対策室」（子ども・女性安全対策室長（警視）

以下22名体制)を設置し、子どもや女性に対する声掛け、つきまとい等の情報を一元的に収集・分析して行為者の特定を行い、各警察署と連携し、あらゆる法令を適用して検挙するとともに、検挙に至らない事案については、行為者に対する指導・警告を行うなど、性犯罪等の未然防止を図っている。

なお、この種事案にあつては、前兆と見られる事案への的確な対処により犯罪の未然防止が必要である。

《子ども・女性安全対策室による先制・予防的活動》

- ・ 平成21年 検挙 11件、指導・警告 23件
- ・ 平成22年 検挙 38件、指導・警告 43件

【推進方針】

子どもや女性に対する声掛け、つきまとい等の情報の収集・分析を行い、行為者に対する先制・予防的活動を推進する。

カ 鉄道施設内における活動の活性化

【現状と課題】

生活安全部地域課及び県内鉄道の主要駅を管轄する警察署の警察官で編成する鉄道警察隊は、鉄道事業所各社と連携した犯罪抑止広報や警察官による列車警乗等により、痴漢行為を始めとする鉄道施設内の犯罪の予防及び検挙活動を一層効果的に推進する必要がある。

【推進方針】

鉄道施設内における痴漢、キセル乗車等の犯罪の発生状況に応じたパトロール、列車警乗を積極的に推進するとともに、小さな違法行為も看過せず、積極的な声掛け、検挙、指導警告等適切な措置を講じ、社会の規範意識の向上のため、鉄道施設内における犯罪の検挙活動を一層強化する。

キ 学校や通学路周辺における街頭活動の強化（再掲）

【現状と課題】

子どもが被害者となる事件を未然に防止し、子どもが安心して登下校することができるよう、学校や通学路周辺を中心として、登下校の時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールの強化や、見守り活動を行う防犯ボランティア団体に対する情報提供、県教育委員会が行っているスクールガード事業に対する協力等を行っている。

今後も、子どもが被害者となる事件の未然防止のための創意工夫を凝らした取組が必要である。

《緊急雇用創出事業の実施》

緊急雇用創出事業を活用し、平成22年9月15日から、県下3地区（8警察署）において、学校周辺等における子ども見守り活動等を行う「地域の安全・安心確保活動従事者育成事業」を行った。

【推進方針】

警察官によるパトロール活動を強化するほか、防犯ボランティア団体に対する積極的な情報提供による子どもの見守り活動の促進、県教育委員会のスクールガード事業への協力など、学校や通学路周辺における街頭活動を強化する。

ク 県民の体感治安を改善するための街頭活動等の強化

【現状と課題】

地域警察は、地域住民の身近なところで職務執行することから、犯罪発生状況を始め、地域の実情を的確に把握し、これに即した活動を推進しているが、依然、高い水準で発生する犯罪情勢に加え、無差別殺傷事件、子ども・女性が被害者となる犯罪が社会的な問題となっており、これら身近な犯罪に対する地域住民の不安感の解消に向けた活動を強化する必要がある。

【推進方針】

制服警察官が街頭に姿を見せることは、犯罪発生を抑止効果とともに、地域住民にとって大きな安心感を与えることから、地域における犯罪、事故等の発生状況に即応したパトロール、巡回連絡における被害防止のための指導連絡のほか、積極的な声掛け、パトロールカード等の活用により、警察官の活動実態を知らせ、住民に安心感を与える効果的な街頭活動を一層強化する。

ケ 街頭における検挙その他取締活動の強化

【現状と課題】

県内の犯罪情勢は、依然として高い水準で推移しており、地域住民に身近な犯罪が増加するなど、住民の治安に対する不安感の解消には至っていない。

このため、街頭犯罪等地域住民に身近な犯罪に対しては、抑止活動と併せて積極的な街頭活動による検挙活動を推進するとともに、小さな違法行為も看過することなく、規範意識の向上を図るための適切な措置を講じ、犯罪の起きにくい社会の実現を図る必要がある。

【推進方針】

犯罪の発生実態に応じたパトロール、駐留警戒等の街頭活動を強化するとともに、積極的な職務質問及びこれに付随する所持品検査を徹底することにより、検挙その他取締活動を一層強化する。また、少年による万引き等のゲートウェイ犯罪その他小さな違法行為についても看過することなく、その態様に応じた検挙又は指導警告等の適切な措置を講じ、規範意識の向上を図るための活動を推進する。

(2) ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案については、小さなトラブルがエスカレートして重大事件に発展する例が全国的に認められるところであり、本県においても平成22年4月、元夫婦のトラブルがエスカレートして元妻が殺害される事件が発生している。

これらの多くは、事前に被害者等から110番通報や相談がなされていたところであるが、重大事件への発展を防止するためには、相談受理後における迅速・的確な対応が不可欠であることから、被害者の安全確保を最重点とした諸対策を推進している。

ア 事案の特性を踏まえた組織的な対応の推進

【現状と課題】

全ての職員が、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の特性を十分に理解し、各部門による必要な体制を構築して個人の判断で処理することなく、生活安

全部生活安全企画課に連絡した上、署長指揮の下、事案の内容に応じた組織的な対応を徹底する必要がある。

《ストーカー事案認知状況》

- ・ 平成19年 215件
- ・ 平成20年 256件
- ・ 平成21年 225件
- ・ 平成22年 232件

《配偶者暴力事案相談受理状況》

- ・ 平成19年 315件
- ・ 平成20年 392件
- ・ 平成21年 424件
- ・ 平成22年 492件

【推進方策】

例会等の機会を通じ、全ての職員に対し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の特性や、対応要領等の教養を行い、組織対応を徹底するほか、生活安全全部生活安全企画課による業務指導を徹底するなど、この種事案への的確な対応を推進する。

イ 被害者の安全確保と積極的な事件化

【現状と課題】

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案は、一時的に被害が収まったとしても、状況が急展開して殺人等の重大事件に至る危険性を有しているものの、被害者の中には、被害申告するか否かを判断できない者も見受けられる。この種事案の特殊性に鑑み、単に被害者の意思のみに委ねることなく、事案の本質を見極め、被害者やその親族等に及ぶ危険性等について理解させ、被害者の安全確保を図るとともに、被害届の提出を働き掛けている。

また、加害者に対しては、あらゆる法令を適用して検挙するなど、積極的な事件化を図っている。

こうした被害申告の意思のみに委ねることのない積極的な対策を引き続き推進していく必要がある。

《ストーカー事案及び配偶者暴力事案の検挙状況》

- ・ 平成19年
ストーカー規制法による検挙 2人、他事件による検挙 10人
DV防止法による検挙 3人、他事件による検挙 7人
- ・ 平成20年
ストーカー規制法による検挙 4人、他事件による検挙 9人
DV防止法による検挙 1人、他事件による検挙 10人
- ・ 平成21年
ストーカー規制法による検挙 3人、他事件による検挙 6人
DV防止法による検挙 4人、他事件による検挙 11人
- ・ 平成22年
ストーカー規制法による検挙 3人、他事件による検挙 9人
DV防止法による検挙 1人、他事件による検挙 26件

【推進方策】

被害申告の説得にもかかわらず被害届が提出されない段階であっても、当事者双方の関係等を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観的証拠及び逮捕の理由があるときには、検察庁と十分協議した上、加害者を逮捕することについても検討することとしている。

ウ 関係機関との緊密な連携及び情報共有の強化

【現状と課題】

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対策を推進するに当たっては、警察部内のみならず、必要に応じて被害者の一時避難、安全確保のための措置がとれるよう、平素から女性相談所のほか、市町の福祉関係部門との連携強化と情報の共有を一層強化していく必要がある。

【推進方策】

警察部内の連携に努めるとともに、関係機関が開催する会議への出席や、個別事案への対応等を通じ、関係機関との連携を強化し、情報の共有を図る。

(3) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの発育・発達、情緒、行動等に悪影響を与えるとともに、世代を超えて『虐待の連鎖』を引き起こすこともあると言われている。また、家庭内という密室で敢行され、被害児童の心理特性から極めて潜在性が高く、その把握は容易でないことから、重大な結果を招くケースが多くなっている。

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、県民の生命・身体の保護という警察本来の責務であることから、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした各種対策を推進する。

ア 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底

【現状と課題】

平成22年中の児童虐待認知件数は93件で、前年と比較して20件増加した。また、依然として重篤な被害の発生が後を絶たない。

《児童虐待事案の認知状況》

- ・ 平成18年 40件
- ・ 平成19年 83件
- ・ 平成20年 88件
- ・ 平成21年 73件
- ・ 平成22年 93件

【推進方針】

児童の生命・身体の保護は警察本来の責務であることから、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全を警察職員が直接確認するなど、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底する。

イ 児童の保護に向けた関係機関との連携の強化

【現状と課題】

平成21年に県健康福祉部、児童相談センター及び警察の間で、「児童虐待に関する申合せ」を締結し、緊密な連携を図っている。

また、児童の安全を確保する上では、児童相談センター等との連携が特に重要であることから、平成22年6月、児童相談センター等との連絡会議を開催し、事案への対応訓練及び意見交換を実施するとともに、同年10月、当該訓練の検証及び今後の連携等について協議を行った。引き続き、児童相談センター等関係機関との連携を強化していく必要がある。

《関係機関との「申合せ」の締結》

平成21年3月2日、三重県健康福祉部、児童相談センター及び三重県警察本部の間で、

- ・ 警察職員が児童虐待情報を認知した場合の通告
- ・ 警察署長への援助要請
- ・ 面会又は通信の制限等の職務執行における施設の長の対応と援助の要請
- ・ 接近禁止命令時の措置

について「申合せ」を締結した。

【推進方針】

継続的に児童相談センター等の関係機関との合同訓練及び情報交換を実施し、連携強化に努める。

ウ 厳正な捜査と被害児童への支援

【現状と課題】

児童虐待への対応については、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした取組を強化しているところであるが、近年、重篤な被害を伴う事件が発生している。

このことから、児童虐待の疑いのある情報については、生活安全部少年課において情報を一元化し、事案の緊急性・重大性を検討し、生活安全（少年）部門及び刑事部門が連携を図り、速やかに傷害・保護責任者遺棄罪等あらゆる適用罪名を検討し、積極的な捜査を行うなど、事態が深刻化する前に児童を救出保護する必要がある。

《検挙事例》

鈴鹿市内において、内縁の妻の二男に対し、殴る蹴る等の暴行を加え、脳挫傷等の重傷を負わせた無職男性を平成22年4月、傷害罪で逮捕した。

【推進方針】

児童虐待の端緒を得た場合、生活安全（少年）部門及び刑事部門が連携し、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を検討した上で、取り扱うべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、暴行・傷害・保護責任者遺棄罪等のあらゆる適用罪名を検討し、関係者の事情聴取、取調べ、対象家屋等の捜索など、必要な捜査を迅速に実施し、児童の死亡等事態が深刻化する前に児童の救出保護に努める。

エ 情報の集約と組織としての的確な対応

【現状と課題】

児童虐待は、家庭内という密室で敢行され、被害児童の心理特性等から潜在性が高く、その発見は容易ではない。また、兆しの情報は断片的なものが多く事案

の把握が難しいが、情報を一元化することにより事案概要が早期に判明し、深刻化する前に児童を救出保護できる可能性が高い。

児童の安全を確保するためには、情報の集約と組織としての的確な対応が必要不可欠である。

【推進方針】

(7) 生活安全（少年）部門への情報集約

各種警察活動において、児童虐待に関する情報の把握に努め、生活安全（少年）部門への情報集約を行い、事案の危険度や緊急度の判断を的確に行うとともに、児童虐待として取り扱った対象者の転居が判明した場合、速やかに転居先を管轄する警察署等に対し、必要な情報を提供する。

(i) 組織としての的確な対応

組織としての判断に基づいた的確な措置を講じ、児童の安全の確保に努める。

また、配偶者からの暴力事案についての相談を受理した場合には、児童虐待が潜在していることも考えられることから、部内各部門及び関係機関との必要な情報共有を徹底する。

(4) 児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯対策の推進

少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護を推進する。

特に、児童ポルノ事犯は、児童の人権を著しく踏みにじる悪質な行為であることから、児童ポルノ事犯の取締り、流通防止対策及び被害児童支援を施策の柱とした総合的な対策を推進する。

ア 児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯取締りの強化

【現状と課題】

本県における福祉犯の検挙人員は、

- ・ 平成18年 109人
- ・ 平成19年 110人
- ・ 平成20年 80人
- ・ 平成21年 84人
- ・ 平成22年 114人

であるが、全国的にはインターネットを利用した児童ポルノ事犯が増加している現状等から、福祉犯は減少しておらず、より一層潜在化の傾向を強めていると考えられる。

このことから、各種警察活動を通じ、潜在化している福祉犯の端緒を入手して取締りを強化する必要がある。

《検挙事例》

自宅パソコンにインストールしたファイル共有ソフト「シェア」を起動してインターネットを利用する不特定多数のインターネット利用者に対し、児童ポルノ及びわいせつ画像を公然と陳列した公務員男性を平成23年6月、児童ポルノ禁止法違反（公然陳列）で逮捕した。

【推進方針】

サイバーパトロールや買受け捜査の強化、インターネット・ホットラインセンターから得た情報の積極的な活用等により、児童ポルノの製造事犯・提供事犯に

指向した取締りの徹底を図るほか、出会い系サイト等に起因する児童買春事犯等の取締りを強化する。

イ 福祉犯被害防止対策の推進

福祉犯の温床となる有害環境を浄化するとともに、少年自身の規範意識を醸成することにより、福祉犯被害の未然防止を図る。

【現状と課題】

本県において保護された福祉犯の被害少年は、

- ・ 平成18年 107人（76人）
- ・ 平成19年 96人（82人）
- ・ 平成20年 73人（48人）
- ・ 平成21年 68人（48人）
- ・ 平成22年 107人（69人） ※（ ）は、女性を内数で示す。

となっている。

福祉犯は潜在性の強い犯罪であり、捜査は容易ではない。そこで、新たな被害を生まないようにするためには、有害環境を浄化するとともに、少年の規範意識向上を図る必要がある。

【推進方針】

少年サポートセンターを中心として、少年警察ボランティアや学校関係者等と連携し、家出少年等の発見・保護を強化するとともに、関係機関・団体等と連携し、児童買春事犯を誘発する出会い系サイトを始めとする有害環境の浄化対策を推進するほか、小・中・高校に対する被害防止教室を開催する。

ウ 適正な風俗営業行政の推進

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、風俗営業等に対する必要な規制を行うとともに、風俗環境浄化協会等と連携し、風俗営業者の自主的な健全化を支援し、業務の適正化を図っている。

【現状と課題】

風俗営業等に関連し、風俗営業の許可の審査と行政処分を的確に行うとともに、立入検査等による指導監督等により、風俗営業等の業務の健全化を図っている。

風営適正化法施行令の一部改正（平成23年1月1日施行）に伴い、いわゆる出会い系喫茶営業が性風俗関連特殊営業として新たに規制対象とされたことから、性風俗関連特殊営業の業務に対する実態把握に努める。

《風俗営業の許可件数等》

- ・ 平成19年 風俗営業 1,485件、性風俗関連特殊営業 171件
- ・ 平成20年 風俗営業 1,458件、性風俗関連特殊営業 196件
- ・ 平成21年 風俗営業 1,430件、性風俗関連特殊営業 217件
- ・ 平成22年 風俗営業 1,393件、性風俗関連特殊営業 233件

【推進方針】

善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業者等に対する指導監督等を行い、業務の適正化を図っていく。

《風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定》

出会い系喫茶営業を店舗型性風俗特殊営業として規制することを内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成23年1月1日に施行された。

そのため、出会い系喫茶営業を県内全域で営業禁止とすることなどを内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を制定した。

エ 効果的な出会い系サイト規制法の運用

出会い系サイトに関連した福祉犯等の被害等が後を絶たない状況にあることから、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）を効果的に運用した福祉犯等の被害防止対策を推進する。

【現状と課題】

県内においては、依然として出会い系サイトに関連する福祉犯等の被害が後を絶たないことから、禁止誘引行為等出会い系サイト規制法に違反する行為の取締りを強化するとともに、学校、教育委員会等と連携した非行防止教室等を通じ、児童・生徒等に対し出会い系サイトの危険性に関する広報を推進する必要がある。また、PTAの会合等あらゆる機会を通じて保護者に対し出会い系サイトの危険性、フィルタリング利用の促進に関する広報を推進する必要がある。

【推進方針】

出会い系サイトの届出があった場合には、届出受理時に事業者に対し児童でないことの確認及び児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置等、出会い系サイト規制法を遵守するよう指導を行う。

また、サイバーパトロール等を通じた禁止誘引行為の発見と取締りなど、出会い系サイト規制法を効果的に運用するとともに、児童・生徒等に対し出会い系サイトの危険性等に関する広報を引き続き推進する。

(5) 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境を浄化するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携して取締りを強化しているほか、関係機関・団体等と連携した各種取組を推進している。

ア 関係機関・団体等と連携した各種取組の推進

関係機関・団体、ボランティア、家庭、学校等、地域社会が一体となって、有害環境浄化に向けた広報・啓発活動等を推進する。

【現状と課題】

少年にとって有害な深夜営業施設等が増加しているほか、インターネット上には出会い系サイトを始め、残酷な暴力シーンや過激な性描写を含むものなど、少年に有害な影響を与えるコンテンツが氾濫している。

次代を担う少年を健全に育成するためには、地域社会が一体となって、これら少年に有害な影響を与える環境を浄化する必要がある。

【推進方針】

「青少年の非行防止に取り組む全国強調月間」や「子ども・若者育成支援強調月間」を中心に、関係機関・団体等と連携し、有害環境浄化に向けた広報・啓発活動等を実施する。

イ 関係事業者による自主規制を促進する取組の推進

【現状と課題】

情報通信技術の飛躍的な発達、夜型社会への移行など、少年を取り巻く環境が急激に変化し、それに伴って少年が有害な環境に接する機会が多くなっている。

少年を取り巻く有害環境を浄化するためには、風俗環境浄化協会、三重県インターネット防犯連絡協議会等の協力を得つつ、各種事業者に対し自主規制の働き掛けを強化する必要がある。

【推進方針】

関係機関、団体及び地域住民等と連携して、インターネット事業者や風俗営業者、書店、コンビニエンスストア等の事業者に対し、少年に有害な情報の提供、物品の陳列や販売等に対し、独自の自主規制を働き掛ける。

ウ 関係法令の積極的活用による取締りの強化

【現状と課題】

インターネット、ゲーム、アニメ等を通じ、性や暴力に関する情報が氾濫し、少年非行の背景となっている。また、多くの子どもが携帯電話を所持する中で、出会い系サイト等を通じた児童買春や児童ポルノ事犯等の福祉犯被害についても深刻な状況にある。

《検挙事例》

携帯電話の出会い系サイトで知り合った中学生に対し、乗用車内で数回にわたってみだらな行為をした上、その場面をカメラ付き携帯電話で撮影し、児童ポルノを製造した無職男性を平成22年5月、三重県青少年健全育成条例違反（いん行）、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反（児童ポルノの単純製造）で逮捕した。

【推進方針】

出会い系サイト規制法、未成年者喫煙禁止法、三重県青少年健全育成条例等、各種法令を積極的かつ多角的に活用した取締りを強化し、少年を取り巻く有害な環境の浄化に努める。

エ 適正な風俗営業行政の推進（再掲）

「風営適正化法」に基づき、風俗営業等に対する必要な規制を行うとともに、風俗環境浄化協会等と連携し、風俗営業者の自主的な健全化を支援し、業務の適正化を図っている。

【現状と課題】

風俗営業等に関連し、風俗営業の許可の審査と行政処分を的確に行うとともに、立入検査等による指導監督等により、風俗営業等の業務の健全化を図っている。

風営適正化法施行令の一部改正（平成23年1月1日施行）に伴い、いわゆる出

会い系喫茶営業が性風俗関連特殊営業として新たに規制対象とされたことから、性風俗関連特殊営業の業務に対する実態把握に努める。

《風俗営業の許可件数等》

- ・ 平成19年 風俗営業 1,485件、性風俗関連特殊営業 171件
- ・ 平成20年 風俗営業 1,458件、性風俗関連特殊営業 196件
- ・ 平成21年 風俗営業 1,430件、性風俗関連特殊営業 217件
- ・ 平成22年 風俗営業 1,393件、性風俗関連特殊営業 233件

【推進方針】

善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業者等に対する指導監督等を行い、業務の適正化を図っていく。

《風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定》

出会い系喫茶営業を店舗型性風俗特殊営業として規制することを内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成23年1月1日に施行された。

そのため、出会い系喫茶営業を県内全域で営業禁止とすることなどを内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を制定した。

5 少年非行防止対策の推進

近年における少年非行をめぐる情勢は非常に厳しく、安心して平穏な生活を願う県民の期待に応えるためには、少年犯罪の取締りを強化すると同時に、少年非行を未然に防止し、非行少年の立ち直りを支援するなど、少年非行防止のための多角的な取組を推進することが必要である。

(1) 少年の規範意識の向上を図る施策の推進

少年の規範意識を向上させ、また、少年と社会との関わりを深めることが非行防止及び非行からの立ち直りに資することから、関係機関・団体、ボランティア等と連携して、次の対策を推進する。

ア 非行防止教室及び薬物乱用防止教室の開催

非行防止教室及び薬物乱用防止教室を通じ、罪を犯した場合の刑罰及び処分並びに民事責任等に関する教育を実施し、少年の規範意識の向上を図る。

【現状と課題】

平成21年中、県内の小・中・高校等の児童・生徒に対し、非行防止教室及び薬物乱用防止教室（延べ347校55,355人）を開催した。

今後は、同教室の継続的な実施はもとより、教員等を対象とした対策が必要である。

※ 平成22年中の非行防止教室及び薬物乱用防止教室：延べ382校66,761人

【推進方針】

学校が行う非行防止教室等に警察職員を派遣するほか、教員等に対する薬物乱用防止指導員研修会等を開催する。

イ 街頭における検挙その他取締活動の強化

【現状と課題】

街頭犯罪等地域住民に身近な犯罪に対しては、抑止活動と併せて積極的な検挙活動を推進するとともに、小さな違法行為も看過することなく、少年の規範意識の向上を図るための適切な措置を講じる必要がある。

【推進方針】

犯罪の発生実態に応じたパトロール、駐留警戒等の街頭活動を強化するとともに、積極的な職務質問を徹底することにより、検挙その他取締活動を一層強化する。

特に、少年による万引き等のゲートウェイ犯罪その他小さな違法行為についても看過することなく、その態様に応じた検挙又は指導警告等の適切な措置を講じ、規範意識の向上を図る。

(2) 地域社会で少年を見守る活動の推進

少年及び保護者に対する相談活動を強化するとともに、少年警察ボランティア活動の活性化を促進し、地域社会で少年を見守る取組を支援する。

ア 少年及び保護者に対する相談活動の強化

非行、自殺等の兆候の早期発見及び未然防止並びにいじめや児童虐待等に係る被害少年の保護のため、電子メール等を活用し、少年や保護者からの相談活動の強化を図る。

【現状と課題】

警察に寄せられた少年相談件数は、

- ・ 平成18年 1,313件
- ・ 平成19年 1,234件
- ・ 平成20年 1,144件
- ・ 平成21年 1,410件
- ・ 平成22年 1,139件

であり、少年サポートセンターの少年補導員が中心となって相談を受理している。

しかし、近年、電子メールを使用した相談が増加している状況にあるなど相談の形態が変化しており、新たな相談ツールを構築していく必要がある。

【推進方針】

従来どおり、少年補導員を中心に少年や保護者からの相談に対応するほか、少年や保護者から電子メールによる相談を受理する体制を整備するなど、少年自身が「見守られていると感じ、社会との絆を実感できる」取組を推進する。

イ 少年警察ボランティア活動の活性化

少年警察ボランティアについて、人材や活動内容の多様化を図り、地域社会において行われる少年の健全育成のための活動を活性化させる。また、ボランティアの活動をより積極的で効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行う。

【現状と課題】

近年、少年警察協助員を始めとする少年警察ボランティアは、高齢化が著しく進んでおり、活動の低下が懸念されているため、より積極的・実質的な活動を促す観点から、全体的な若年化を図る必要がある。

【推進方針】

少年警察ボランティアは、警察職員とは異なる視点からの斬新な発想に基づく自発的な活動を求められることから、多様な人材を委嘱することが望ましい。

よって、定年制の導入と、大学生、PTA等への委嘱を推進し、「少年への声掛け運動」を積極的に実施する。

《大学生等ボランティア育成事業》

少年の規範意識を向上させ、また、少年と社会との関わりを深めることが非行防止及び非行からの立ち直りに資することから、少年と年代の近い大学生等のボランティアを育成し、非行防止教室や非行少年等の居場所づくりを開催するとともに、同ボランティアが中心となって「少年への声掛け運動」を推進する。

(3) 少年の立ち直り支援活動の推進

非行等の問題を抱え社会から孤立した少年に、地域や社会との絆を実感させることにより、その立ち直りを支援するため、学校、教育委員会、児童相談所、保護観察所等の関係機関やボランティアと連携し、多様な体験活動の機会の提供等、「非行少年等の居場所づくり」の取組等を推進する。

ア 非行少年の立ち直り支援活動の推進

非行少年については、社会奉仕活動への参加等、自己の非行に内省を促し、新たな生き方を模索できるような、立ち直り支援のための取組を積極的に推進する。

【現状と課題】

平成21年中の刑法犯少年の再非行少年率は、25.2%で依然として高水準にある。

少年の再非行の防止を図るためには、非行後の早期の段階で少年の内省を深める契機を与える必要がある。

※ 平成22年中の刑法犯少年の再非行少年率：31.5%

【推進方針】

関係機関・団体、ボランティア等との適切な役割分担の下、環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動等、地域社会の実情に即した様々な活動機会・居場所づくりを促進する。また、少年や家庭からのSOSを待つことなく、積極的に訪問活動を実施するなど、これまでの待ち受け型から出前型の立ち直り支援活動を推進する。

《非行少年等の居場所づくり事業》

非行等の問題を抱え、社会から孤立した少年と社会とのつながりを構築し、その立ち直りを支援するため、学校、教育委員会、児童相談所、保護観察所等の関係機関やボランティア等と連携し、多様な体験活動の機会の提供及び学習支援等を推進する。

イ 被害少年の立ち直り支援活動の推進

犯罪被害を回復し、又は早期に軽減し、被害少年等が再び平穏な生活を営むことができるように支援するため、相談・カウンセリング体制の整備等を実施する。

【現状と課題】

刑法犯被害少年のうち、精神的ダメージが大きい強盗、強姦及び強制わいせつ、逮捕監禁、傷害等の被害少年は、

- ・ 平成18年 293人
- ・ 平成19年 244人
- ・ 平成20年 196人
- ・ 平成21年 195人
- ・ 平成22年 173人

であった。

被害少年については、再び被害に遭うことを防止するとともに、その立ち直りを支援するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携して、少年の心身への影響に配慮した措置を講ずる必要がある。

【推進方針】

犯罪被害に遭った少年に対しては、心身への影響に配慮しつつ、適切な助言を行うなどの支援を行うとともに、福祉犯の被害少年については、少年の特性に応じ、一時保護、施設への入所等適切な措置が講じられるよう配慮する。また、必要に応じ、被害少年サポーターの活用を図る。

(4) 不良行為少年の早期発見・早期措置の推進

不良行為の段階で少年の立ち直りを促し、その非行を防止するため、関係機関・団体及び少年警察ボランティアと連携し、街頭補導活動を強化するとともに、これに必要な少年警察ボランティアの拡充・活性化を図る。

ア 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置

街頭補導活動を強化し、不良行為の段階での助言又は指導を的確に行うことにより少年の立ち直りを促すとともに、被害少年及び要保護少年について適切な保護の措置をとる。

【現状と課題】

不良行為少年の補導人員は

・ 平成18年	34,386人
・ 平成19年	29,121人
・ 平成20年	28,271人
・ 平成21年	15,874人
・ 平成22年	13,147人

であった。

不良行為少年の補導人員は減少傾向にあるが、少年非行を防止するためには、その前兆を認知し、早期に的確な対応策を講ずることが必要である。

【推進方針】

大学生ボランティア等の少年警察ボランティアによる「少年への声掛け運動」等を実施し、街頭補導活動を強化する。

イ 少年警察ボランティア活動の活性化（再掲）

少年警察ボランティアについて、人材や活動内容の多様化を図り、地域社会において行われる少年の健全育成のための活動を活性化させる。

また、ボランティアの活動をより積極的に効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行う。

【現状と課題】

近年、少年警察協助員を始めとする少年警察ボランティアは、高齢化が著しく進んでおり、活動の低下が懸念されているため、より積極的に・実質的な活動を促す観点から、全体的な若年化を図る必要がある。

【推進方針】

少年警察ボランティアは、警察職員とは異なる視点からの斬新な発想に基づく自発的な活動を求められることから、多様な人材を委嘱することが望ましい。

よって、定年制の導入と、大学生、PTA等への委嘱を推進し、「少年への声掛け運動」を積極的に実施する。

《大学生等ボランティア育成事業》

少年の規範意識を向上させ、また、少年と社会との関わりを深めることが非行防止及び非行からの立ち直りに資することから、少年と年代の近い大学生等のボランティアを育成し、非行防止教室や非行少年等の居場所づくりを開催するとともに、同ボランティアが中心となって「少年への声掛け運動」を推進する。

(5) 厳正かつ的確な捜査及び非行集団対策の推進

非行少年等の立ち直りに資するため、厳正かつ的確な捜査と非行集団の解体補導等を推進する。

ア 少年の特性に配慮した少年事件捜査等の推進

【現状と課題】

少年は、心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすく、更生の可能性も大きいなど、少年の一般的な特性について十分に理解・認識して少年事件捜査等に当たる必要がある。

【推進方針】

事案の真相を明らかにし、個々の少年の適正な処遇に努めるため、少年の特性を理解して少年事件捜査等に当たるほか、少年に内省を促し、その立ち直りを促進するため、迅速な捜査に努める。

イ 非行集団及びその活動に関与する暴力団の取締り強化

【現状と課題】

依然として、非行集団による様々な事件が発生しており、その背後には暴力団の関与がうかがえることから、非行集団の解体補導及び少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を推進する必要がある。

【推進方針】

関係部門が一体となり、非行集団やその活動に関与する暴力団の取締りはもとより、関係機関・団体、ボランティア等と連携した少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱支援及び立ち直り支援を実施し、非行集団の解体補導を推進する。また、暴力団が関与する福祉犯、暴力団への加入強要や脱退妨害等の取締りを徹底するとともに、暴力団の危険性についての広報啓発活動を推進する。

ウ 総合的な暴走族対策の推進

暴走族等（旧車會を含む。）は、暴走行為により安全で円滑な道路交通を阻害したり、爆音暴走を敢行することなどから、その取締り要望が極めて強い。

このため、暴走族等の封圧を主眼とした取締りを強化するとともに、検挙した暴走族等に対する立ち直り支援等、総合的な暴走族対策を推進して、県民の安全で安心な生活を確保する。

【現状と課題】

本県の暴走族は、平成23年6月末現在、11グループ・332人（暴走ぐ犯者292人を含む。）で、近年、暴走族の構成員は減少傾向にある。

しかし、依然として、集団による爆音暴走や少人数でのゲリラ的な暴走を活発に行うなど、交通の危険を生じさせ、あるいは騒音をまき散らして住民の安眠を妨げるなど、多大な迷惑を引き起こしていることから、暴走族対策を強化する必要がある。

《暴走族グループ数及び人員》

- ・ 平成20年 ～ 28グループ、372人（うち暴走ぐ犯者196人）
- ・ 平成21年 ～ 25グループ、319人（うち暴走ぐ犯者196人）
- ・ 平成22年 ～ 23グループ、284人（うち暴走ぐ犯者190人）
- ・ 平成23年 ～ 11グループ、332人（うち暴走ぐ犯者292人）

※平成23年は6月末現在

【推進方針】

週末・夜間を中心とした暴走族取締りを推進し、共同危険行為等の禁止違反を始め、あらゆる法令を積極的に適用して事件化を図るとともに、検挙した暴走族グループ員に対しては、暴走族からの離脱・立ち直り支援の促進や自治体等関係機関・団体と連携を強化して、社会全体で暴走族追放の機運を高めるなど、暴走行為をさせないための環境づくりを推進する。

また、暴走行為の未然防止を図るため、暴走行為に使用される違法改造車両発見のための活動を強化するとともに、違法改造した業者の事件化を図る。

エ 多角的な実態把握活動の推進

【現状と課題】

暴走族やカラーギャング等の非行集団は、離合集散が激しく、小集団化する傾向にあることから、巡回連絡を通じた地域の実態把握、住民の意見・要望等の聴取によるほか、パトロール等あらゆる警察活動を通じて、非行集団の実態把握を行う必要がある。

【推進方針】

巡回連絡やパトロール活動を通じ、少年のい集場所等管内の実態把握に努めるとともに、各部門間の情報共有を図り、非行集団の実態を把握する。また、学校、教育委員会等関係機関との連携を図り、地域住民等が行う防犯パトロール及び少年補導活動への支援を行う。

6 県民の目線に立った生活経済事犯等への対策の強化

高齢者等に多大な被害をもたらす悪質商法や、過酷な取り立てにより平穏な日常生活を破壊するヤミ金融、県民の健康を害するおそれのある食品の偽装表示、健康願望等につけ込む効能効果のない健康器具等の販売などの生活経済事犯や保健衛生事犯等は、県民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与えるものであり、特に近年では、消費者被害に対する関心も極めて高くなっていることから、これら悪質な事犯を看過することはできない。

このため、組織の総合力を発揮した取締りの推進はもとより、事案の早期把握と迅速な対応による犯罪の予防及び被害拡大防止に努め、犯罪収益の剥奪と被害回復の支援を推進し、県民の期待と信頼に応えることが重要である。

(1) 生活経済事犯取締りの強化

生活経済事犯の過去4年間における検挙状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 87件
- ・ 平成20年 ～ 88件
- ・ 平成21年 ～ 209件
- ・ 平成22年 ～ 85件

ア 悪質商法の被害防止及び取締りの強化

【現状と課題】

不実の告知又は威迫困惑等の手段を用いる点検商法や連鎖販売取引、催眠商法等の悪質な特定商取引等に係る事犯や、県民の利殖願望につけ込み、元本保証や高配当を謳って多額の出資を募る資産形成事犯については、高齢者等の社会的弱者を対象に、多種多様な手口で敢行され、その被害は短期間に拡大し、多大なものとなるケースが多い。

このため、関係機関との連携を図り、僅かな情報を見逃すことなくこの種事犯の早期把握に努め、被害拡大防止のための早期検挙を図るべく取締りを推進する必要がある。

《検挙事例》

平成21年3月、競馬レース予想ソフト運用による高配当を謳い文句に、平成17年9月頃から平成19年12月頃までの間、出資金名下に複数名から合計約1億円の出資を受けた家電製品等回収業の夫婦2人を詐欺罪及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（預り金の禁止）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配意しつつ、被害防止及び取締りを強化する。

- 広報啓発活動による被害の予防
- 消費生活センター等の関係機関・団体等との連携や適切な相談業務の強化等による関連情報の早期把握
- 被害の拡大を防止するための早期検挙（事件着手）
- 首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進

- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）と被害回復支援の推進

イ ヤミ金融事犯取締りの強化

【現状と課題】

生活に困窮した人や資金繰りに苦しむ小規模事業者等を対象として、法外の高金利で金銭を貸し付け、返済が滞ると過酷な取立て行為に及ぶヤミ金融事犯が続発し、多重債務者や自己破産者数の増加や、借金苦を理由として自殺する痛ましい事案が発生し、大きな社会問題となっている。

このため、関係機関・団体等との連携や適切な相談対応、厳正な取締りを推進する必要がある。

《検挙事例》

平成21年9月、法定限度の約10倍から約20倍の利息で、平成20年2月頃から同年12月頃までの間、複数名の借受人に無登録・高金利の貸付けをしていたホテル従業員を貸金業法違反（無登録）及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（超高金利受領等）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮しつつ、取締りを強化する。

- 多重債務者対策協議会への参画
- 広報啓発活動による被害の予防
- ヤミ金融事犯相談対応マニュアルを活用するなどした適切な相談業務の推進
- 県農水商工部金融経営室等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 被害の拡大を防止するための犯罪利用預金口座等の凍結依頼、契約者確認の求め、電話による警告等の実施、早期検挙（事件着手）
- 首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）と被害回復支援の推進

ウ 知的財産権侵害事犯取締りの強化

【現状と課題】

知的財産権を侵害する模造品や海賊版の流通は、権利者や合法的なビジネスにとって重大な経済損失をもたらし、経済の継続的な成長に対する脅威となっているだけでなく、粗悪な模造品等の使用などにより消費者の健康や安全を脅かしている。

この種事犯は、国民の意識として、模造品等の購入を容認するという傾向があり、また、従来露天商やフリーマーケットといった街頭販売が多くを占めていたが、近年のインターネットや携帯電話の普及により、ネットワークを利用した販

売が主流となりつつある。

このため、効果的な広報啓発活動や税関等関係機関・団体等との連携、厳正な取締りを推進する必要がある。

《検挙事例》

平成21年5月、携帯電話専用オークションサイトを利用し、偽ブランド品（高級ブランド品の偽財布等）を販売していた組織（首謀者以下15名、押収品約4万点）を商標法違反（販売目的所持・販売譲渡）で検挙した。

また、その後、首謀者を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（犯罪収益の隠匿）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮し、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による知的財産権に対する意識の向上
- 権利者との連携
- 一般社団法人日本音楽著作権協会等の関係機関・団体等との連携や的確な相談業務の推進等による関連情報の早期把握
- 事犯の拡大を防止するための早期検挙（事件着手）
- 密売組織の解体、首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）の推進

エ その他県民生活を脅かす生活経済事犯取締りの強化

【現状と課題】

生活経済事犯は、県民の生活に密着したものであるため、世相を反映し、社会の変化に応じて次々と新手の手口により犯罪が敢行される。

近時、長引く経済不況や超低金利時代を背景として、国民の利殖願望につけ込んだ新たな手口の資産形成事犯が深刻化し、グローバル化の進展に伴い、海外投資を謳って出資を募る事犯も目立っている。

また、社会保障制度を悪用した不正事犯や、債務整理に係る高額報酬請求等の事犯も発生していることから、関係機関・団体等との連携や的確な相談受理等による関連情報の早期把握と迅速な対応、厳正な取締りを推進する必要がある。

【推進方針】

下記の事項に配慮しつつ、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による被害の予防
- 関係機関・団体等との連携や的確な相談業務の推進等による関連情報の早期把握
- 事犯の拡大を防止するための早期検挙（事件着手）
- 首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）の推進

オ 住民ニーズの把握と各種団体との連携

【現状と課題】

地域住民、警察、自治体等の連携と警察活動の強化を図り、地域警察官による地域に密着した活動を通じて各種防犯指導や各種広報活動に努めているが、様々な手口で敢行される生活経済事犯に対しては、具体的な情報を早期に集約した上、タイムリーに提供するためのシステムが必要である。

【推進方針】

地域住民による自主的な防犯活動を促進し、防犯意識を高めるため、巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会、ミニ広報紙の発行等あらゆる機会を利用し、不審な電話、はがき等を認知した際の通報要領や具体的な事案の概要等について、積極的な情報発信活動を推進する。

また、事案の態様、被害発生状況に応じて、交番速報の活用、パトカーによるメロディーパトロールを実施するほか、自治体による市（町）内広報等、関係機関等との連携による速報性の高い効果的な情報発信活動を推進していく。

(2) 保健衛生関係事犯取締りの強化

保健衛生関係事犯の過去4年間における検挙状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 20件
- ・ 平成20年 ～ 31件
- ・ 平成21年 ～ 39件
- ・ 平成22年 ～ 20件

ア 食の安全に係る事犯取締りの強化

【現状と課題】

政府に「食品表示連絡会議」が設置され、また、三重県に「食品表示監視協議会」が設置されるなど、食品の不適正表示事案に的確に対応するための取組が強化されているところであるが、利潤のみを追求する事業者による有害物質の混入等により、食品としての販売が禁止されている非食用品の販売、産地等偽装表示、期限の改ざん等県民の生命・身体に直接被害を及ぼすおそれのある事犯が発生しており、関係機関・団体等と連携した適切な相談対応と厳正な取締りを推進する必要がある。

《検挙事例》

平成21年6月、愛知県警察との合同捜査により、農薬に汚染された非食用米を食用として不正に転売していたとして、1法人、会社役員1人を食品衛生法違反（規格基準外食品の販売）及び有印私文書偽造・同行使罪で、元会社役員1人を食品衛生法違反（規格基準外食品の販売）でそれぞれ検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮しつつ、取締りを強化する。

- 三重県食品監視協議会への参画
- 広報啓発活動による事犯の予防
- 県健康福祉部等の関係機関・団体等との連携や適切な相談業務の強化等による関連情報の早期把握

- 被害の拡大を防止するための早期検挙（事件着手）
- 首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進

イ その他県民生活を脅かす保健衛生関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

県民の健康願望や美容願望が高齢者や女性を中心に一段と高まりを見せる中、医学的根拠が明らかでない効能効果を謳った健康食品や健康器具を巧みに販売したり、密輸した未承認医薬品を販売する薬事関係事犯が後を絶たないほか、無資格者による医療行為といった医事関係事犯が横行し、県民の日常生活や健康を脅かしていることから、関係機関・団体等と連携した適切な相談対応と厳正な取締りを推進する必要がある。

《検挙事例》

平成21年12月、県内の複数の食品販売店で、日本においては製造・販売承認を受けていない医薬品（いわゆるピル）を無許可で販売する目的で貯蔵していた経営者等5人を薬事法違反（販売目的貯蔵）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮して、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による事犯の予防
- 消費生活センター等の関係機関・団体等との連携や的確な相談業務の推進等による関連情報の早期把握
- 被害の拡大を防止するための早期検挙（事件着手）
- 迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策の推進
- 首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進

(3) 秩序違反関係事犯取締りの強化

秩序違反関係事犯の過去4年間における検挙状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 176件
- ・ 平成20年 ～ 212件
- ・ 平成21年 ～ 224件
- ・ 平成22年 ～ 204件

ア 県民の身近で発生する秩序違反関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

正当な理由なく刃物等の凶器を所持する事案、電車内における痴漢行為、凶悪犯罪に結びつくおそれのある「子ども・女性」に対するつきまとい等の嫌がらせ行為等が発生していることから、適切な相談対応と各種法令を多角的に適用した積極的な取締りを推進し、被害の未然防止や拡大防止を図る必要がある。

《検挙事例》

平成21年8月、自転車で通行中の少女（12歳）を停止させ、路上において衣服の上から胸付近を手で触るなどした作業員1人を公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反（痴漢行為）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配意して、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による事犯の予防
- 適切な相談対応と街頭活動の強化、鉄道事業者等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 被害の拡大を防止するための早期検挙（事件着手）

イ 街頭における検挙その他取締活動の強化

【現状と課題】

地域警察官は、積極的な職務質問等による諸活動を推進するに当たって、小さな違法行為も看過することなく、その態様に応じた検挙、指導・警告等の適切な措置を講じ、地域住民の規範意識の向上を図る必要がある。

【推進方針】

犯罪の発生実態に応じたパトロール、駐留警戒等の街頭活動を強化するとともに、積極的な職務質問を徹底することにより、検挙その他取締活動を一層強化し、特に、凶器となりうる物件を携帯する者に対しては、徹底して理由を追及し、安易にこれを看過することなく、検挙、指導・警告等の態様に応じた適切な措置を講じ、規範意識の向上を図るための活動を推進する。

ウ 鉄道施設内における活動の活性化（再掲）

【現状と課題】

生活安全部地域課及び県内鉄道の主要駅を管轄する警察署の警察官で編成する鉄道警察隊は、鉄道事業所各社と連携した犯罪抑止のための広報や警察官による列車警乗等により、痴漢行為を始めとする鉄道施設内の犯罪の予防及び検挙活動を一層効果的に推進する必要がある。

【推進方針】

鉄道施設内における痴漢、キセル乗車等の犯罪の発生状況に応じたパトロール及び列車警乗を積極的に推進するとともに、小さな違法行為も看過せず、積極的な声掛け、検挙、指導・警告等適切な措置を講じ、社会の規範意識の向上のため、鉄道施設内における犯罪の検挙活動を一層強化する。

7 安全なサイバー空間の確保

インターネット利用者は、一億人に近づき、インターネットショッピングなど国民の日常生活や経済取引等における比重もますます高まっているが、それに伴ってサイバー犯罪が増加し、児童ポルノを始めとするインターネット上に氾濫する違法情報、有害情報が大きな社会問題となるなど、サイバー空間の脅威は増大している。

インターネット利用は、今後ますます拡大していくことから、サイバー犯罪対策を最大の治安課題の一つとして捉え、広域性・匿名性等の特徴を有するサイバー犯罪について、各部門の情報共有と警察組織の総合力を発揮した取締りを推進するとともに、関係機関・団体等との連携を図り、インターネット上における違法状態を解消し、安全で安心なサイバー空間を確保する必要がある。

平成23年12月時点修正

深刻化するサイバー犯罪に的確に対処していくため、必要な体制の確保と全国警察を挙げた新たな取組が求められている状況に鑑み、必要な施策を加えた。

(1) 部門横断的な取組と新たな捜査手法の積極的な活用等の推進

サイバー犯罪は、年々巧妙化し、新たな手口により県境や国境を越えて行われることが多いことから、関係部門及び各都道府県警察が常に緊密な連携をとる必要がある。

ア 関係部門間の更なる連携強化のための体制の構築と総合的な対策の推進

平成23年12月からサイバー空間の脅威に対応するため、部門横断的な体制として、本部長を長とする「三重県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会」及び生活安全部長を長とする「三重県警察サイバー犯罪対策幹事会」を設置するとともに、各部門の情報の集約・分析、他の都道府県警察との連絡、調整等を行うための関係部門によるプロジェクトチームとして、生活環境課長を長とする「三重県警察サイバー犯罪対策プロジェクト」を設置して、総合的な対策を推進する。

イ 新たな捜査手法を駆使した取締りの強化

サイバー犯罪は、被疑者や被害者の所在地等が特定しにくいほか、いずれの都道府県警察が捜査を担当することが適切であるかなど、サイバー犯罪特有の問題が存在したが、新たな捜査手法である「全国協働捜査方式」を平成23年7月1日から本格実施し、インターネット・ホットラインセンターから提供される違法情報を始め、把握した違法情報等について、関係都道府県警察及び関係部門が共同で分担し、積極的かつ効率的な捜査を推進する。

(2) 違法・有害情報対策の推進

青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき、フィルタリングの普及促進、インターネットの適切な利用に関する教育及び保護者に対する広報啓発を推進する。

ア インターネット上の違法・有害情報から少年を守る対策の推進

インターネット上の違法・有害情報から少年を守るため、フィルタリングの普及促進、インターネットの適切な利用に関する教育及び保護者等に対する広報啓発を推進する。

【現状と課題】

インターネット上には、出会い系サイトを始め、残酷な暴力シーンや過激な性描写を含むものなど、少年に有害なコンテンツが氾濫していることから少年の保護に向けたフィルタリングの普及促進等の各種対策を推進する必要がある。

【推進方針】

非行防止教室や防犯教室等の場で有害情報の例や実際の犯罪事例の紹介、フィルタリング普及促進のための広報資料等を活用した広報啓発活動を推進するほか、地域社会が一体となって、インターネットに関する事業者に対し、自主的措置を働き掛け、少年が利用するパソコンや携帯電話等へのフィルタリング等の普及促進に努める。

イ 情報モラル教育及び広報啓発活動の推進

地域、家庭及び学校における情報モラル教育の推進のため、保護者等を対象とした講座を通信事業者等と連携して実施し、インターネット上の違法・有害情報の現状及びフィルタリングの重要性等に関する理解を求める。

【現状と課題】

最近、インターネット上の学校非公式サイトやメール等を使った特定の児童・生徒に対するひぼう、中傷及び出会い系サイト等による犯罪被害等が発生していることから、児童・生徒に対してインターネットを適切に活用するモラルを習得させる必要がある。

【推進方針】

関係機関・団体等の機関誌、リーフレット等の広報媒体及び非行防止教室等の場を効果的に活用し、インターネット上における違法・有害情報の現状や犯罪実態、携帯電話等のフィルタリングの必要性について周知を図るほか、関係機関・団体と連携し、少年の情報モラル向上に向けた教室の開催等を促進する。

ウ 携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進

【現状と課題】

インターネット上には、わいせつな情報や暴力の情報のみならず、少年の非行を助長するような情報が氾濫しており、少年がこれらの情報に携帯電話からアクセスし、事件に巻き込まれるケースが多発している。

【推進方針】

少年や保護者に対し、携帯電話の不適切な利用による非行の実態や犯罪被害についての広報啓発を推進し、携帯電話の適切な利用を促進する。

(3) サイバー犯罪対策の推進

過去4年間におけるサイバー犯罪に関する相談受理状況や検挙状況については、次のとおりである。

《サイバー犯罪に関する相談受理状況》

- ・ 平成19年 ～ 1,621件
- ・ 平成20年 ～ 1,761件
- ・ 平成21年 ～ 1,356件
- ・ 平成22年 ～ 1,088件

《サイバー犯罪の検挙状況》

- ・ 平成19年 ～ 29件
- ・ 平成20年 ～ 78件
- ・ 平成21年 ～ 67件
- ・ 平成22年 ～ 69件

ア 官民連携によるサイバー犯罪対策の推進

【現状と課題】

日々、複雑・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対処するためには、インターネットプロバイダ事業者等の関係機関・団体等との連携を密にし、官民一体となった対策を積極的に推進する必要がある。

このため、「三重県インターネット防犯連絡協議会」（以下「インターネット協議会」という。）（平成11年発足。現在、県内のインターネットプロバイダ事業者を中心に18事業者が加盟。）を通じるなどして、インターネット事業者に対し、セキュリティ措置の強化や被害発生時における証拠保全措置等についての協力を求めるなどしているところであるが、今後、更なる緊密な連携を図って諸対策を推進し、被害の未然防止と拡大防止を図る必要がある。

また、インターネット利用者に対し、プロバイダや電子掲示板の管理者等への送信防止措置（サーバに蔵置された情報自体の削除や、サーバに蔵置された情報を読み出せないようにする措置等）の依頼などを行っている「インターネット・ホットラインセンター」の存在を広報するなどして、官民一体となり安全で安心なサイバー空間を確保するという機運を醸成していく必要がある。

【推進方針】

下記の事項に配慮しつつ、官民の連携を強化する。

- インターネット協議会等の関係機関・団体等との連携強化等に基づくセキュリティ措置の強化
- 被害発生時における証拠保全措置等の協力に関する広報啓発活動の推進
- インターネット・ホットラインセンターに関する広報活動の推進
- プロバイダや電子掲示板の管理者等との連携強化による送信防止措置の促進

イ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進

【現状と課題】

サイバー犯罪の中には、情報セキュリティに関する被害者の意識が高ければ被害を未然に防止できた事例も少なくないため、政府が毎年2月を「情報セキュリティ月間」と定めたことに併せ、インターネット協議会と連携し、街頭における広報啓発活動、安全教室を開催するなどして、情報セキュリティに関する知識や対策の普及啓発活動を推進しているが、いまだ十分に普及・浸透しているとはいえない状況にあることから、引き続き、関係機関・団体等と連携した適切な相談対応と積極的な普及啓発活動を推進する必要がある。

【推進方針】

下記の事項に配慮しつつ、普及啓発活動を推進する。

- インターネット協議会等の関係機関・団体等との連携強化等による情報セキュリティに関する知識や対策の早期普及

- 高齢者、主婦層等を対象とする安全教室等の拡充
- 街頭における広報啓発活動の強化
- フィルタリング機能の普及促進

ウ サイバー犯罪取締りの強化

【現状と課題】

社会全体に広く情報通信ネットワークが普及したことに伴い、ファイル共有ソフトを使用した著作権法違反事件、インターネットオークションを利用した詐欺事件など、匿名性が高いネットワークを利用したサイバー犯罪が多発しているほか、他人のID、パスワードを悪用してネットワーク内に侵入する不正アクセス事犯も後を絶たず、県民の日常生活の安全・安心に多大な脅威を与えている。

このため、関係機関・団体等と連携した適切な相談対応を推進するほか、インターネット・ホットラインセンターや三重県警察サイバーパトロールモニター（平成13年度から運用。平成23年度は、公募により県内在住の15名に委嘱）からの情報提供、サイバーパトロール等によって入手した事件情報を的確に分析して取締りを徹底し、被害の未然防止と拡大防止を図る必要がある。

《検挙事例》

平成23年2月、中古車オークションサイトに他人の識別符号を用いて不正アクセスし、同人に成りすました上、第三者を介して自らが出品していた車両を落札し、不正に利益を得ていた被疑者を、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮しつつ、普及啓発活動を推進する。

- インターネット・ホットラインセンター等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 広報啓発活動による被害の拡大防止及び早期検挙
- 全国協働捜査方式等による取締りの推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）と被害回復支援の推進等
- サイバー犯罪捜査員の育成
- 警察職員に対する捜査手法等に関する教養の徹底